

会議録
平成31年第1回更別村議会定例会
第4日（平成31年3月18日）

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案の訂正の件
- 第 3 議案第14号 平成31年度更別村一般会計予算の件
- 第 4 議案第15号 平成31年度更別村国民健康保険特別会計予算の件
- 第 5 議案第16号 平成31年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
- 第 6 議案第17号 平成31年度更別村介護保険事業特別会計予算の件
- 第 7 議案第18号 平成31年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件
- 第 8 議案第19号 平成31年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件
- 第 9 議案第 3号 更別村債権管理条例制定の件
- 第10 議案第20号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第11号）の件
- 第11 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松 橋 昌 和	副議長	7番	本 多 芳 宏
	1番	安 村 敏 博		2番	太 田 綱 基
	3番	高 木 修 一		4番	織 田 忠 司
	5番	上 田 幸 彦		6番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	道 見 克 浩
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	小野寺 達 弥
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総 務 課 参 事	渡 辺 伸 一
総 務 課 参 事	女ヶ澤 廣 美	企画政策課長	佐 藤 敬 貴
産 業 課 長	本 内 秀 明	住民生活課長	佐 藤 成 芳
建設水道課長	新 関 保	保健福祉課長	安 部 昭 彦
子育て応援課	宮 永 博 和	診療所事務長	酒 井 智 寛
教育委員会事務局主幹	伊 東 秀 行	学 校 給 食 センター主幹	渡 辺 秀 樹

農業委員会 小 林 浩 二
事務局 長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 高 橋 祐 二
書 記 小野山 果 菜

書 記 平 谷 雄 二

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

○議長 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 1 番、安村さん、7 番、本多さんを指名いたします。

◎日程第 2 議案の訂正の件

○議長 長 次に、日程第 2、議案の訂正の件を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。第 1 回定例会に提出しております議案第 14 号

平成 31 年度更別村一般会計予算につきまして議案に誤りがありましたので、更別村議会会議規則第 20 条の規定により、議案の訂正につきまして特段なご許可を賜りたく、お願いするものでございます。お手元に配付をしております議案の訂正請求書、別紙のとおり訂正をさせていただき、訂正後の金額によりご審議を賜りますようお願いいたたく、おわびして、よろしくお願い申し上げます。

それでは、訂正内容につきましてご説明を申し上げます。平成 31 年度更別村一般会計予算の第 1 条中、43 億 8,645 万 3,000 円を 43 億 8,636 万 8,000 円に訂正をお願いいたします。

予算書の 2 ページであります。第 1 表、歳入歳出予算中、4 億 1,614 万 2,000 円を 4 億 1,605 万 7,000 円に、それと 43 億 8,645 万 3,000 円を 43 億 8,636 万 8,000 円に訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、予算書の 3 ページ、9 億 4,575 万 1,000 円を 9 億 4,566 万 6,000 円に、9 億 1,192 万 4,000 円を 9 億 1,183 万 9,000 円に訂正をお願いいたします。

予算書の 4 ページであります。43 億 8,645 万 3,000 円を 43 億 8,636 万 8,000 円に訂正をお願いいたします。

続きまして、予算書の 6 ページ、平成 31 年度更別村一般会計予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書中、4 億 1,614 万 2,000 円を 4 億 1,605 万 7,000 円に、2,872 万 7,000 円を 2,864 万 2,000 円に、43 億 8,645 万 3,000 円を 43 億 8,636 万 8,000 円に、マイナス 1 億 2,385 万 5,000 円をマイナス 1 億 2,394 万円に訂正をお願いいたします。

続きまして、予算書の 7 ページです。9 億 4,575 万 1,000 円を 9 億 4,566 万 6,000 円に、6,492

万3,000円を6,483万8,000円に、8億4,037万8,000円を8億4,029万3,000円に、43億8,645万3,000円を43億8,636万8,000円に、マイナス1億2,385万5,000円をマイナス1億2,394万円に、32億3,890万円を32億3,881万5,000円に訂正をお願いいたします。

続きまして、予算書の36ページであります。4億1,614万2,000円を4億1,605万7,000円に、2,872万7,000円を2,864万2,000円に、4億1,614万2,000円を4億1,605万7,000円に、2,872万7,000円を2,864万2,000円に、2億85万7,000円を2億77万2,000円に、2,753万9,000円を2,745万4,000円に、2億85万7,000円を2億77万2,000円に、2億85万7,000円を2億77万2,000円に訂正をお願いするものであります。

予算書の46ページ、9億4,575万1,000円を9億4,566万6,000円に、6,492万3,000円を6,483万8,000円に、8億4,037万8,000円を8億4,029万3,000円に、9億1,192万4,000円を9億1,183万9,000円に、4,813万7,000円を4,805万2,000円に、8億1,410万3,000円を8億1,401万8,000円に訂正をお願いします。

予算書の56ページ、1億338万5,000円を1億330万円に、マイナス1,183万2,000円をマイナス1,191万7,000円に、5,506万8,000円を5,498万3,000円に訂正をお願いいたします。

続きまして、予算書の57ページ、6,653万6,000円を6,645万1,000円に、135万2,000円を126万7,000円に訂正をお願いするものであります。

続きまして、予算書の58ページであります。76万2,000円を67万7,000円に、52万5,000円を44万円に訂正します。並びに、説明欄にあります十勝地域産業活性化協議会負担金8万5,000円の削除をお願いするものであります。

以上を訂正内容とさせていただきますが、今後かかる誤りのないよう、議案作成に当たりましては内容を精査し、より一層注意を払うよう指導を徹底してまいりたいというふうに思っております。

大変申しわけございませんでした。

○議 長 お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、議案の訂正の件を許可することに決定をいたしました。

◎日程第3 議案第14号ないし日程第7 議案第19号

○議 長 日程第3、議案第14号 平成31年度更別村一般会計予算の件から日程第8、議案第19号 平成31年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件を一括議題といたします。

お諮りをいたします。議案第14号 平成31年度更別村一般会計予算の件から議案第19号

平成31年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成31年度更別村一般会計予算の件から議案第19号 平成31年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

3月14日に引き続き審議を続けます。

一般会計歳入予算の質疑に入ります。歳入も款ごとに進めます。

款1村税に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、一般会計歳入の補足説明をさせていただきます。補足説明につきましては、歳出の説明と重なる部分も多いことから、本年度予算額を申し上げ、主な内容に絞っての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

8ページをごらんください。款1村税、項1村民税、予算額2億7,267万7,000円、前年度比較52万円、0.19%の増となっております。

目1個人は、前年度比較2万円、0.01%の増となっております。節1現年課税分の内訳は、農業所得で727万3,000円、8.89%の増、給与所得で668万2,000円、4.66%の減、営業所得で5万1,000円、2.46%の増、その他所得で60万1,000円、5.38%の減により計上しております。

目2法人は、前年度比較50万円、1.84%の増により計上しております。

項2固定資産税、予算額3億505万2,000円で、前年度比較17万3,000円、0.06%の増となっております。

目1固定資産税は、前年度比較16万9,000円の増により計上しております。節1現年課税分の内訳は、土地で78万円の増、家屋で981万4,000円の増、償却資産で1,037万5,000円の減により計上しております。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度比較4,000円の増により計上しております。国有林野、山林、北海道が所有する更別農業高等学校の土地、家屋に係るものでございます。

項3軽自動車税は、予算額1,229万円、前年度比較26万7,000円、2.22%の増により計上しております。

目1軽自動車税は、前年度比較13万9,000円の増により計上しております。

9ページをごらんください。目2軽自動車環境性能割は、税制改正により新たに創設されたもので、新車、中古車を問わず、本年10月1日移行に取得する軽自動車に対し課税されるもので、過去の新規登録台数を勘案し、12万8,000円を計上しております。

項4たばこ税は、予算額1,838万4,000円で、前年度比較51万6,000円の増により計上して

おります。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款 1 村税の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款 1 村税を終わります。

款 2 地方譲与税、款 3 利子割交付金、款 4 配当割交付金、款 5 株式等譲渡所得割交付金、款 6 地方消費税交付金、款 7 自動車取得税交付金、款 8 環境性能割交付金、款 9 地方特例交付金に入ります。

一括して補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 10ページをごらんください。款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税は、予算額3,967万9,000円、前年度比較 4 万6,000円の増となっております。地方揮発油税法第 3 条の規定に基づき、その収入相当額の100分の42を市町村の道路延長、道路面積により案分し、交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

項 2 自動車重量譲与税は、予算額9,471万8,000円、前年度比較で154万7,000円の増となっております。自動車重量税法第 1 条の税収入額の 3 分の 1 相当額を市町村の道路延長、道路面積により案分し、交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

11ページをごらんください。款 3 利子割交付金、項 1 利子割交付金は、予算額59万4,000円、前年度比較 3 万1,000円の減となっております。預貯金に対する利子税20%のうち、5%相当額から都道府県間の調整を行い、5分の3に相当する額を都道府県内の市町村に交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

12ページをごらんください。款 4 配当割交付金、項 1 配当割交付金は、予算額102万8,000円、前年度比較23万2,000円の減となっております。地方財政対策として一定の上場株式等配当に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に配当割として交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

13ページをごらんください。款 5 株式等譲渡所得割交付金、項 1 株式等譲渡所得割交付金は、予算額86万円、前年度比較で 4 万1,000円の増となっております。上場株式等の譲渡益に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

14ページをごらんください。款 6 地方消費税交付金、項 1 地方消費税交付金は、予算額 6,181万4,000円、前年度比較で307万3,000円の増となっております。消費税 8 %のうち、地方消費税分1.7%相当額の 2 分の 1 が都道府県に、残り 2 分の 1 が市町村の人口、事業所等の従業員数により案分して交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案するとともに、本年10月に地方消費税率が1.7%から2.2%に改められるに伴う交付金の増額

分を見込み、計上しております。

15ページをごらんください。款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金は、予算額1,183万3,000円、前年度比較678万円の減となっております。都道府県に納められた自動車取得税の66.5%相当額を市町村の道路延長及び道路面積により案分し、交付されるものでございます。なお、自動車取得税は、消費増税にあわせて廃止されることが決定しており、過去の交付実績から9月までの交付額を見込み、計上しております。

16ページをごらんください。款8環境性能割交付金、項1環境性能割交付金は、予算額663万4,000円で、本年度新たに設けられたものでございます。本年10月1日に自動車税環境性能割が導入されることに伴い、課税主体である北海道が税収から徴収に要する経費に相当する額を控除した額の100分の47を市町村に交付するものでございます。交付基準は現行の自動車取得税交付金の交付基準と同一とされていることから、自動車取得税交付金の過去の交付実績を勘案して計上してございます。

17ページをごらんください。款9地方特例交付金、項1地方特例交付金は、予算額211万3,000円、前年度比較141万9,000円の増となっております。

目1地方特例交付金は、前年度比較1万4,000円の増で、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補填するため、地方税の代替的性格を有する財源として将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間交付されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

目2子ども・子育て支援臨時交付金は、予算額140万5,000円で、本年度新たに設けられたものでございます。本年10月から消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、引き上げられた消費税は幼児教育の無償化に要する経費の財源として使用することとなりますが、本年度は消費税率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、地方負担分を措置するために臨時交付金が創設されたにより、計上するものでございます。

項2減収補填特例交付金は、予算額139万4,000円で、本年度新たに設けられたものでございます。

目1自動車税減収補填特例交付金は、予算額136万8,000円を計上しております。本年10月1日に自動車税環境性能割が新たに導入されますが、自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について環境性能割の税率を1%分軽減することとされており、これによる環境性能割交付金の減収分を全額国費により補填されるものでございます。

目2軽自動車税減収補填特例交付金は、予算額2万6,000円を計上しております。自動車税環境性能割と同様に、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減することとされていることから、これによる軽自動車税環境性能割の減収分を全額国費により補填されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款2地方譲与税から款9地方特例交付金までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款2 地方譲与税から款9 地方特例交付金までを終わります。

次に、款10 地方交付税、款11 交通安全対策特別交付金に入ります。

一括して補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 18ページをごらんください。款10 地方交付税、項1 地方交付税は、予算額19億7,000万円、前年度比較853万8,000円の増となっております。説明欄、普通交付税は18億5,000万円で、前年度比較853万8,000円の増により計上しております。平成31年度地方財政対策によれば、地方交付税の総額は16兆1,809億円で、前年度比較1,724億円、1.1%の増と前年度を上回る額を確保することとされており、交付額は増額するものと想定しております。前年度の交付実績とこれら国の動向を勘案し、計上しております。特別交付税は、緊急の財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定、交付されるもので、地震や台風などの自然災害の発生に大きく影響を受けるため、過去の交付実績を勘案し、計上しております。

19ページをごらんください。款11 交通安全対策特別交付金、項1 交通安全対策特別交付金は、予算額81万8,000円、前年度比較で1万円の増となっております。交通違反の反則金による収入額から郵便取り扱い手数料等の経費を控除し、その3分の1が市町村の過去2カ年の交通事故発生件数の平均値及び人口集中地区人口並びに改良済み道路の延長という3つの指標により、一定の割合で配分されるものでございます。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 款10 地方交付税、款11 交通安全対策特別交付金の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款10 地方交付税、款11 交通安全対策特別交付金を終わります。

次に、款12 分担金及び負担金、款13 使用料及び手数料に入ります。

一括して補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 20ページをごらんください。款12 分担金及び負担金、項1 分担金は、予算額4,257万2,000円、前年度比較481万円の増となっております。

目1 農林水産業費分担金、説明欄の道営畑総担い手育成型事業更別第2 地区分担金で32万8,000円の増、同事業更別第3 地区分担金で461万7,000円の増により計上してございます。

項2 負担金は、予算額2,210万円、前年度比較420万9,000円の減となっております。

目1 民生費負担金、節2 児童福祉費負担金、説明欄の保育所入所者費用徴収金は、前年度比較426万2,000円の減で、消費増税にあわせて実施される幼児教育無償化により本年10

月以降の3歳から5歳児に係る徴収金を計上していないことによるものでございます。

目2教育費負担金、節1教育総務費負担金は、中札内村と共同で設置しております指導主事の設置に要する費用の半額を負担金として中札内村から収入するもので、前年度比較6万9,000円の増により計上しております。

21ページをごらんください。款13使用料及び手数料、項1使用料は、予算額1億1,835万3,000円、前年度比較245万3,000円の増となっております。

目1総務使用料で定住化促進住宅使用料、各種施設使用料及び村有地使用料を過去の実績を勘案して計上しております。

22ページをごらんください。目2民生使用料の福祉の里総合センター給食部門利用料は、生活支援ハウス入居者、診療所入院患者等の給食利用料で、過去の実績、入居状況、入院状況を勘案し、113万4,000円の減により計上しております。

目3衛生使用料は、火葬場、墓地の使用料を計上しております。

23ページをごらんください。目4農林水産使用料の牧場入牧使用料は、入牧希望頭数調査の結果をもとに140万8,000円の増により計上しております。

目5土木使用料、節2住宅使用料の公営住宅使用料は前年度比較151万円の増、特定公共賃貸住宅使用料は109万6,000円の増で、いずれも入居状況等を勘案し、計上しております。

目6教育使用料、節1幼稚園使用料の更別幼稚園保育料は前年度比較122万2,000円の減で、消費増税にあわせて実施される幼児教育無償化により、本年10月以降の3歳から5歳児に係る保育料を計上していないことによるものでございます。節2認定こども園使用料につきましても同様の理由により本年10月以降の3歳から5歳児に係る保育料を計上しておりませんが、入園の状況、見込みを勘案し、34万2,000円の増により計上しております。

24ページをごらんください。項2手数料は、予算額864万6,000円、前年度比較で1万2,000円の減となっております。

目1総務手数料で戸籍住民票等手数料、自動車臨時運行許可手数料を計上しております。

目2衛生手数料は、畜犬登録手数料、一般廃棄物処理手数料等を計上しております。

目3農林水産手数料は、農業経営基盤強化促進事業嘱託登記手数料等を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料の説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 23ページの目6の教育使用料の関係でちょっと確認だけさせてください。

今後児童の関係の3歳から5歳の無償化に向けてという話になりまして、村が運営している幼稚園、認定こども園についての収入は多少現状を勘案してという話になりましたけれども、ちょっと心配なのは、余分な心配かもしれませんが、今どんぐり保育所の関係でもゼロ歳児から5歳児までという受け入れ態勢になっています。その関係で、更別

村としてはいろんな選択肢の中で児童を預け入れるという形になるのですけれども、何かそのような影響というのは、今後の幼稚園の児童数も含めてその点の考え方、私どもわからないという部分がありますので、ちょっと説明していただければありがたいと思うのですけれども。

○議 長 子育て応援課長。

○子育て応援課長 無償化ということと児童数の考え方ということでございますけれども、無償化につきましては先ほど来から言われている消費税増税の部分ということでのお話のとおりでございます。これによりまして、国のほうもそういうような構築することによりましての乳幼児等の対応を取り計らったところでございますが、これに対するうちの子どもたちの状況ということで、これにつきましては今大体子どもが、直接的に話にかみ合わないかもしれないのですが、出生関係とかからいきますと大体20名台が今対応、過去ですと25から30ぐらいまでいっているのですが、20を超えて大体25ぐらいまでの間で今推移してきているところでございます。そういう観点から、今後につきましてもこの子どもたちの数を維持、もしくはふやすべく、そういう対応を今後とも検討してふやすための施策の構築をしていかなければいけないというふうには考えてございます。数的には20名、生まれる数も含めまして大体超えているというような状況での推移をかたどっているところでございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ちょっとかみ合っていない部分があるかもしれないのですけれども、子どもが出生数がどうのこうのということではなくて、多分どんぐり保育園に入所される方も国の施策が受けられるという認識、3歳から5歳の部分の無償化はなされるという認識でいいのでしょうかという確認をまずさせていただきたいと思います。

それとあと、子どもたちが選択肢がある中で、それでないと更別の村立の関係の幼稚園とどんぐり保育園との捉え方が父母にとっては違ってくるという考え方ありますので、その点の確認をさせてください。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 大変申しわけございません。

今の保育所さんのほうも当然対象に入っていく状況でございます。大変申しわけありません。

○議 長 ほかに質疑。ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料を終わります。

次に、款14国庫支出金、款15道支出金に入ります。

一括して補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 25ページをごらんください。款14国庫支出金、項1国庫負担金は、予算額1

億1,163万1,000円、前年度比較514万4,000円の減となっております。

目1 民生費国庫負担金、節1 児童福祉費負担金の説明欄、児童手当負担金は、対象児童の減少により222万9,000円の減により計上しております。また、子どものための教育・保育給付費負担金は、民設民営保育所入所者に係る国負担分で、公定価格等の改正により244万7,000円の減により計上しております。節3 障害者福祉費負担金の説明欄、障害者介護給付費等負担金は、前年度比較125万6,000円の減で、就労継続支援Bを153万3,000円の増により計上しておりますが、就労移行支援を322万5,000円の減により計上したことが主な要因となっております。

目2 衛生費国庫負担金は、児童保健事業費負担金を計上しております。

項2 国庫補助金は、予算額1億7,351万7,000円、前年度比較525万2,000円の増となっております。

目1 総務費国庫補助金の説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、前年度において地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバープラットフォームの現行システムの運用に係る経費に対する補助金を計上しておりましたが、国費による措置から地方財政措置に変更されたことから、137万2,000円の減により計上しております。また、地方創生推進交付金は、地域創造センター整備工事分が事業終了により550万円の減、更別版C C R C事業分で410万円の増、新たにわくわく地方生活実現政策パッケージ事業分300万円を計上したことなどにより、170万円の増となっております。

目2 民生費国庫補助金、26ページをごらんください。節2 児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、前年度比較247万3,000円の増により計上しております。

目3 衛生費国庫補助金、節2 母子保健事業費補助金は、新たに母子保健医療対策総合支援事業補助金97万2,000円を計上しております。

目4 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、曙団地公営住宅の建設に伴う公営住宅整備事業で1,560万円、曙団地公営住宅の改修事業で366万3,000円の増額となりました。なお、前年度計上いたしました雪寒建設機械購入事業補助金1,851万7,000円、橋梁点検に係る社会資本整備総合交付金1,581万2,000円は、事業終了により皆減となっております。

目5 教育費国庫補助金、節1 小学校費補助金の学校施設改修事業補助金1,140万円は、更別小学校、上更別小学校におけるアスベスト対策改修工事に対する補助金で、本年度新たに計上したものでございます。

目6 農林水産業費国庫補助金は、農業経営高度化支援事業更別第2地区補助金で57万円の増、同事業更別第3地区補助金で354万8,000円の増により計上しております。

項3 委託金は、予算額147万6,000円、前年度比較8万5,000円の増となっております。

目1 総務費委託金は、自衛官募集事務委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上しております。

27ページをごらんください。目2 民生費委託金は、国民年金事務委託金、特別児童扶養手当事務委託金を計上しております。

28ページをごらんください。款15道支出金、項1道負担金は、予算額6,137万8,000円、前年度比較339万1,000円の減となっております。

目1民生費道負担金、節2児童福祉費負担金の児童手当負担金は、対象児童の減少により37万5,000円の減により計上しております。また、子どものための教育・保育給付費負担金は、民設民営保育所入所者に係る国負担分で、公定価格等の改正により199万6,000円の減により計上しております。節3障害者福祉費負担金の障害者介護給付費等負担金は、前年度比較62万8,000円の減で、就労継続支援Bを76万7,000円の増により計上しておりますが、就労移行支援を161万3,000円の減により計上したことが主な要因となっております。節5保険基盤安定負担金は、低所得者層に対する国民健康保険税軽減相当額について北海道が補填するもので、55万5,000円の増により計上しております。節6保険基盤安定拠出金は、後期高齢者医療の保険料軽減に要する村の負担軽減を図るために北海道が負担するもので、96万6,000円の減により計上しております。

目2衛生費道負担金は、児童保健事業費負担金を計上しております。

項2道補助金は、予算額1億7,169万4,000円、前年度比較426万3,000円の増となっております。

目1総務費道補助金の地域づくり総合交付金は、エゾシカ対策、福祉灯油事業、精神障害者地域活動支援センター等通所交通費補助事業に係る補助金で、前年度計上いたしました診療所医療機器整備事業、歯科診療所分230万円が皆減となっております。

29ページをごらんください。目2民生費道補助金、節1社会福祉費補助金は、老人クラブ運営事業補助金、重度心身障害者医療費助成事業補助金等を計上しており、権利擁護人材育成事業費補助金は前年度比較で33万8,000円の増により計上しております。節2児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、前年度比較247万3,000円の増により計上しております。

目3衛生費道補助金は、乳幼児医療費補助金、妊産婦安心出産支援事業費補助金等を計上しております。

30ページをごらんください。目4農林水産業費道補助金、節1農業費補助金の環境保全型農業直接支払交付金は、前年度の実施面積を勘案し、45万6,000円の増により計上しております。農業競争力基盤強化特別対策事業補助金は、道営畑総担い手育成型事業に係る国庫補助残の2分の1が補助されるもので、事業量の増加に伴い、205万9,000円の増により計上しています。農地利用最適化交付金は、農地利用の最適化のための農業委員の積極的な活動の推進に要する経費に対する交付金で、77万9,000円の増により計上しております。節2林業費補助金は、未来につなぐ森づくり推進事業補助金を計上しております。

項3委託金は、予算額1,896万9,000円、前年度比較643万6,000円の増となっております。

目1総務費委託金、節1総務管理費委託金で公害防止事務委託金、土地利用規制等対策委託金を、節2戸籍・住民基本台帳費委託金で人口動態調査事務委託金、旅券事務委託金を計上しております。31ページをごらんください。節3徴税費委託金は、道民税徴収委託

金を計上しております。節4統計調査費委託金は、本年度5年ごとに行われる農林業センサスに係る委託金88万2,000円を計上しております。節5選挙費委託金は、本年度執行される北海道知事、北海道議会議員選挙、参議院議員選挙に係る委託金、それぞれ143万2,000円、300万円を計上しております。

目2衛生費委託金は、浄化槽設置届出等事務委託金を計上しております。

目3農林水産業費委託金、節1農業費委託金の説明欄、道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金は、道営畑総担い手育成型事業の事業量増により33万6,000円の増額となっております。

32ページをごらんください。目4商工費委託金の駐車公園管理委託金は、道の駅の駐車場公園管理に伴う委託金で、北海道の積算単価の見直しを見込み、163万4,000円の増額としております。

目5土木費委託金は、建物調査委託金、樋門樋管操作業務委託金等を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 款14国庫支出金、款15道支出金の説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款14国庫支出金、款15道支出金を終わります。

この際、午前11時まで休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時59分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

款16財産収入、款17寄付金、款18繰入金、款19繰越金、款20諸収入、款21村債に入ります。

一括をして補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 33ページをごらんください。款16財産収入、項1財産運用収入は、予算額838万円で、前年度比較344万7,000円の減となっております。

目1財産貸付収入、節2建物貸付収入の村有建物貸付収入は、エイコンビレッジの貸し付けの実態により、12万円の増額としております。

目2利子及び配当金の土地開発基金預金利子は、前年度において比較的利率の高い3年の定期預金で運用していた基金が満期を迎え、これに係る利子分を予算計上していましたが、現在3年の定期預金も1年の定期預金も利率が変わらないことから、本年度は1年の定期預金で運用することとし、予算を計上したことにより、49万6,000円の減により計上しております。同様の理由により、財政調整基金積立金預金利子は107万5,000円、公共施設

等整備基金積立金預金利子は63万7,000円、34ページをごらんください。減債基金積立金預金利子は75万1,000円、農業振興基金積立金預金利子は59万4,000円、福祉基金積立金預金利子は10万2,000円、いずれも減額により計上しております。

項2財産売払収入は、予算額1,432万7,000円で、前年度比較180万7,000円の減となっております。

目1不動産売払収入、節1土地売払収入の宅地分譲地売払収入は、前年度において更別幼稚園前宅地の分譲地が完売したことから、164万2,000円の減により計上しております。節2その他不動産売払収入の立木売払収入は、売り払いの実績を勘案し、31万8,000円の減により計上しております。

目2物品売払収入は、間伐材等の売り払いに係る収入で、売り払いの実績を勘案し、82万1,000円の減額としております。

目3残余財産分配金は、北海道内7空港の民間委託に伴い、帯広市からとちかち帯広空港の運営等の指定を受けた運営者に対し、村が保有する帯広空港ターミナルビルの株式を譲渡するよう求められており、これに係る株式譲渡代金97万4,000円を計上しております。

35ページをごらんください。款17寄付金、項1寄付金は、予算額1,036万円で、前年度比較76万円の増となっております。

目1寄付金は、ふるさと納税を含む前年度の寄付実績を勘案し、計上しております。

36ページをごらんください。款18繰入金、項1基金繰入金は、予算額4億1,605万7,000円、前年度比較2,864万2,000円の増となっております。

目1財政調整基金繰入金は、財源不足額を補うため、2,745万4,000円の増により計上しております。

目2ふるさと創生事業基金繰入金は、ふるさと創生事業の財源として前年度同額により計上しております。

目3協働のまちづくり基金繰入金は、協働活動経費の財源として前年度同額により計上しております。

目4村有林野基金繰入金は、村有林整備事業の財源として44万6,000円の増により計上しております。

目5農業振興基金繰入金は、新規就農者支援事業、農業振興補助金、道営事業負担金、明渠排水事業の財源として263万8,000円の減により計上しております。新たに新規就農者支援事業分として161万5,000円を計上していますが、明渠排水事業分が552万9,000円の減となっております。

目6福祉基金繰入金は、高齢者在宅福祉サービス事業の財源として10万2,000円の減により計上しております。

目7こども夢基金繰入金は、こども夢基金事業の財源として150万円の減により計上しております。前年度においてトレーニングセンター改修事業の財源として150万円を計上したことによるものでございます。

目 8 公共施設等整備基金繰入金は、前年度比較487万8,000円の減で、前年度福祉の里総合センター改修事業、歯科診療所改修事業、村営住宅改修事業、コミュニティプール改修事業の財源として1億3,132万8,000円を計上しましたが、本年度村営住宅改修事業、村営住宅整備事業、学校施設改修事業の財源として1億2,645万円を計上しております。

目 9 寄付金管理基金繰入金は、本年度新たに計上したもので、前年度においていただき寄付金を全額繰り入れ、寄付者が指定する事業の財源とするものでございます。便利に生活できるまちづくり分156万5,000円は道路解消舗装事業、産業が元気なまちづくり分238万5,000円はプラムカントリー管理経費、心身の健康を支えるまちづくり分65万円は健康増進事業、環境を守り、安心して生活できるまちづくり分、134万円はリサイクルセンター維持管理経費、人が育つまちづくり分127万5,000円は児童福祉事業経費、知恵を出し合うまちづくり分11万円はNPO法人支援事業、その他目的達成のため村長が必要と認める事業分253万5,000円は道路改良舗装事業、それぞれの事業の財源として計上しております。

37ページをごらんください。款19繰越金、項 1 繰越金、予算額は5,000万円で、前年度同額により計上しております。

38ページをごらんください。款20諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料は、前年度と同額の2万円を計上しております。

目 1 延滞金で村税延滞金を計上しております。

項 2 預金利子は、前年度と同額の10万円を計上しております。

目 1 預金利子で歳計現金の預金利子収入を計上しております。

項 3 貸付金元利収入は、前年度と同額の6,620万5,000円を計上しています。

目 1 で中小企業近代化資金預託金元利収入、目 2 でふるさと融資貸付金元金収入を計上しております。

項 4 受託事業収入は、予算額123万3,000円で、前年度比較3万1,000円の増となっております。

目 1 民生費受託事業収入で介護保険事務委託金、目 2 衛生費受託事業収入で後期高齢者医療広域連合受託事業収入を計上しております。

項 5 雑入は、予算額2,017万6,000円で、前年度比較1,031万6,000円の増となっております。

目 1 滞納処分費は、滞納処分収入を計上しております。

39ページをごらんください。目 2 弁償金で弁償金を、目 3 違約金及び延納利息で契約上の違約金等、分譲地買戻しに係る違約金等を計上しております。

目 4 納付金で雇用保険料納付金を計上しております。なお、前年度において計上いたしました派遣職員共済等納付金92万2,000円は、十勝中部広域水道企業団へ派遣しております職員の派遣期間が終了することから皆減となっております。

目 5 雑入は、前年度比較1,119万3,000円の増により計上しております。41ページをごらんください。雑入の説明欄、下から2行目、退職手当組合事前納付金清算金は皆増でござ

います。北海道市町村職員組合に対し普通負担金とともに事前納付金を納付しており、事前納付金は3年ごとに普通退職手当を超える場合の負担金である追加負担金との精算が行われ、本年度が精算の年となっております。事前納付金が追加負担金を超過する見込みであることから、1,000万円を計上しております。

目6過年度収入は、前年度と同額の1,000円を計上しております。

42ページをごらんください。款21村債、項1村債は、予算額2億6,928万6,000円で、前年度比較1億8,611万3,000円の減となっております。建設事業、ソフト事業等の実施に当たり、財源確保として借入れを行うものを計上しております。

目1教育・福祉施設等整備事業債は、学校施設アスベスト対策改修事業の財源として本年度新たに1,710万円を計上しております。

目2過疎対策事業債は、前年度比較1億8,460万円の減となっております。本年度道営事業（ソフト）で190万円、橋梁改修事業で1,550万円、更別農業高校生生徒確保等支援事業で110万円、いずれも増額で計上しておりますが、前年度において計上いたしました雪寒機械購入事業2,550万円、カントリーパーク改修事業2,320万円、コミュニティプール改修事業3,760万円、旧開発庁舎等整備事業550万円、歯科診療所改修事業700万円は皆減となっております。また、道営事業（ハード）で1,050万円、村道整備事業で8,730万円、多子世帯保育料軽減事業で600万円、緊急通報システム利用支援事業で50万円、いずれも減額により計上しております。

目3臨時財政対策債は、市町村の財源不足に対処するため地方財政法第5条の特例として発行されるもので、平成31年度地方財政対策によれば臨時財政対策債の総額は3兆2,568億円で、前年度比較7,297億円、18.3%減額されており、発行額は前年度を下回るものと想定しております。前年度比較1,681万3,000円の減により計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 款16財産収入から款21村債までの説明が終わりました。

一括をして質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 42ページなのですが、村債について、過疎対策事業債ですけれども、前年3億程度の過疎債借入れしていますけれども、今回前年と比べて1億程度減額しています。そこで、従前ソフト事業等々が見れないということも含めて、今回いろいろ自立支援のあれに入れたりしてかなり見ていると思うのですけれども、もう少し見れるような感じもするのですが、もともとこの枠がそもそもこの金額というところではまっていたものなのか、もう少し見れるけれども、見れなかったというような、その辺のところの理由があれば、教えてください。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 過疎債のソフト分につきましては限度額が設定されておりますので、例年3月の定例会で超過分について追加で補正をさせていただいて、過疎対策事業債の借入れ

は追加補正をさせていただいております。これは例年どおりでございますので、また来年の今ごろには追加の補正をさせていただくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 この際、ソフト事業の限度額って幾らでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 手元に資料がございませんので、後ほどということによろしいでしょうか。

○議 長 よろしいですか、村瀬さん。

○6番村瀬議員 はい。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで款16財産収入から款21村債までを終わります。

これで一般会計歳入予算を終わります。

第2条、地方債に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 第2条でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によることとしておりまして、第2表、地方債は5ページでございます。起債の目的、学校教育施設等整備事業債、限度額1,710万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年3.0%以内、償還の方法は、政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等の融資条件による。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができるものとするものでございます。過疎対策事業債につきましては、限度額1億6,170万円、起債の方法、利率、償還の方法は学校教育施設等整備事業債と同様でございます。臨時財政対策債、限度額9,048万6,000円、起債の方法、利率、償還の方法も同様でございます。合計しまして、地方債の限度額2億6,928万6,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議 長 第2条、地方債の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで第2条、地方債を終わります。

次に、14日の会議において保留となっておりました村瀬議員の質疑、南十勝こども発達支援センター負担金及び子育て世代包括支援センター運営事業に対する答弁について宮永子育て応援課長より発言を求められましたので、これを許します。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、先におわび申し上げたいと思いますが、さきに質問ありました内容につきまして説明をさせていただきます。

まず、南十勝こども発達支援センターの負担金についてということでございます。支援センターの正職員が5名から7名にふえたということ、また全体的な発達支援センターに通所する園児、児童生徒が増加しているということがございます。発達支援センターの専門職員としましては、臨床心理士1名、保育士が3名、特別支援学級教諭2名、保健師1名で、今現在この構成で成り立っているところでございます。こども発達支援センターの全体の利用者数の推移としましては、平成26年度は127名の利用者登録があります。また、27年度につきましては143名、28年度は153名、29年度は153名、今年度は158名ということで年々増加している状況にございます。このことによりまして、発達相談や療育に対応するための職員をふやしたことが主な増額の理由となっております。

なお、負担金の算定方法につきましては、南十勝こども発達支援センターを利用している南十勝の5つの自治体で構成されて、均等割が40%、人口割が60%ということで構成されており、それぞれ各自治体で案分をしているところでございます。先ほどの利用者数でございます。更別におきましては利用者数、平成29年2月28日の数字でございますが、31名、また30年2月現在ですけれども、28名、また31年の2月で23名の利用がされているところでございます。南十勝の全体としましては、先ほども話しております29年2月で153、30年2月で153、31年2月で158という全体の数となっております。

続きまして、子育て世代の包括支援センターの職員配置についてでございます。これは、当初予算では賃金は計上していなかったのですけれども、今年度については6月補正にて増額対応をしているところでございます。これは、助産師さん、数でございますけれども、平成30年で月8日、これを平成31年では月10日と、予算のときにお話しさせていただきましたが、予定でございます。次に、発達支援相談員の先生でございます。これは平成30年には月10日、これを平成31年で月15日に予算として見させていただいているところでございます。勤務日をふやすということで今の状況になってございます。

あと、相談件数でございますが、平成30年度の延べ回数ということになります。助産師さんで出生時訪問24回、妊婦訪問で13回、産婦訪問で52回、乳児訪問で36回、妊婦相談ということで20回実施しております。合計でいきますと145回ということになります。また、発達支援相談員の来所相談ですが、これは28回、こちらのほうに来ていただいてということになります。あと、こちらのほうから出向く訪問先での相談ということで、これは観察等も含みますが、50回ということになります。合計で78回の回数となっております。

続きまして、管理栄養士の業務についてでございます。これにつきましては、子育て世代包括支援センターにおいて平成30年度の管理栄養士は配置されていなかったのですが、平成31年から新規の事業展開ということになります。これにつきましては、妊娠期から子育て期、乳幼児、小中学生、保護者ということになりますが、栄養支援のために妊娠期から食生活を支援いたしまして、産後、乳幼児の発育、発達支援に切れ目なくつなげていく

ということが必要であるという考え方の中から、適切な時期に乳幼児の訪問を実施いたしまして、保護者が不安なく子どもの健康や発達を理解できるようなサポートをしていくという考え方でございます。各種健診は、乳児健診、1、6、3歳児健診ということでの栄養指導がございます。また、発育状況を確認し、授乳回数や離乳食の進め方、また食べ方、また困り事を聞いたり、いろいろそういう相談を受けたりと、そういうことになります。また、乳児期は特に離乳食で悩む親が多いということで、継続的にかかわっていくことの中から、子どもだけでなく授乳期にある母親の栄養状態も含めまして、乳児の発育、発達にかかわるための家族全体の栄養サポートが必要ということで、まずこれらに対応してまいりたいということでございます。あと、1、6、3健ということの事業をやっていますが、この時期は発育、発達に個人差が出てくるために、偏食や食事量、おやつのととり方、食事の様子聞き取りなどを行いまして、生活全体を通した栄養指導が必要ということで、フォローが必要な家庭には訪問や来所相談で継続的にサポートしてまいりたいという考え方でございます。

あと、各種教室、母親学級等でございます。母親学級、乳児学級、あところころる一むだとか、離乳食の教室、ぱくぱく教室など多様な事業を展開しているところでございますが、妊産婦に必要な栄養素や食事量につきまして講話だとか、調理実習の実施だとか、ふだんの食事の振り返りを行うとともに、過不足を個別に説明しながら、安心して出産の準備のできるようなサポートを対応してまいればというところでございます。あと、調理実習は、同じ地域で子育て仲間となる方の交流も兼ねて実施していきたいということでございます。また、育児学級、離乳食教室で乳児健診から経過観察や状況確認を行うということで、ぱくぱく教室だとか対応しております。事前アンケートによりまして進み方を個別に確認だとか、各時期に応じた講話と調理実習を行いまして、ふだんの食事状況を観察し、個別の相談に応じると。また、あところころる一むという事業もやっていますが、この中で離乳食教室時に、まだ開始していない方や次の段階へ進むタイミングを一緒に確認するために、フードモデルではなく、本物の食材を使って月齢別の離乳食の形状を展示しまして、相談対応するということを想定してございます。

また、助産師さんと保健師と連携した栄養訪問指導ということで月に二、三回想定してございます。そこを連携しながら、助産師さんも訪問していただいておりますが、一緒に活動をとることに、一層そちらのほうのフォローもしてまいりたいなというところでございます。また、相談業務ということで妊婦さん対象で、30名程度でございますが、後期妊婦相談時に出産に向けて必要な栄養指導を実施するというところで想定しているところでございます。

本村の先ほどの管理栄養士に求める業務ということで、全体としましては本村住民の生活習慣、食習慣から見える健康課題の整理ということで、幼少期から成人期、高齢期を通じましてライフステージに応じた村民の生活習慣や栄養状態に関する実態把握をしたり、データ等の分析を行いながら、村民の栄養面に関する課題を整理する。また、村の栄養計

画の策定だとか、年間の行事、教室とは別に年間スケジュールを予定しまして対処していきたい、対応してまいりたいということでございます。また、子ども、成人、高齢者を包括した相談支援の対応もちょっと考えてございまして、世帯が抱える課題には子ども、成人、高齢者に関する内容が複合的に混在することもあります。そんな中で、栄養面に関する包括的な相談対応が必要かなということで考えているところでございます。戸別訪問の実施や相談業務をより強化、充実して進めてまいりたいというところでございます。

また、各種会議の講話や啓発、PR業務、これも栄養面の分析によりまして、村民に多い疾病等の対策だとか予防のために各種会議、集まり等で講話や啓発活動を行うと、行政区の会議や各種団体に向けた講話もしていけるかというようなところでございます。また、食育サポートの養成企画ということで、食の大切さとか、料理の楽しさを伝えながら男の料理教室や介護予防事業、健康料理などを紹介するなど、それぞれのライフステージ等に合わせて健康と食についての情報交換を行うというふうなことも想定してございます。また、母子保健ですが、妊娠期から子育て期、乳幼児、小中学生、保護者への栄養支援でございしますが、妊娠期から食生活を支援しまして、産後乳幼児の発育支援に切れ目なくとめておくことが必要であるという観点から、適切な時期に乳幼児の訪問を実施し、保護者が不安なく健康や発達を理解できるようにサポートする考え方でございます。

そんなことで、今のような形の事業を展開して、より一層子育て環境を整えてまいりたいという考え方でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 答弁が終わりました。

村瀬議員、よろしいですか。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 非常に多岐にわたる業務ということで、いろんな事柄があるのだなと改めて認識させていただきました。

ただ、1点だけ確認したいのですけれども、このような業務があつて、それに相応する日数等の増ということだと思いますが、そこでもしそれだけ業務があつたら毎日開設しているのかなとか、月に例えば8日が10日に変わったとか、発達支援員さんは10日が15日に変わったということのような話なのですけれども、それで足りるのかということが1点と、運営方法というのですか、教室を開くたびに來るだとか、いつも開設していますだとかという、そこら辺がちょっと見えないものなのですのですから、その2点だけお願いいたします。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今回は、今の現状をお話しさせていただいた中で、ふやして充実させていきたいというところでございますけれども、これにつきましては今の考え方の中ではそういうことをふやすことでより一層改善し、またそういう対処を充実させていけるというふうに考えてございます。今後につきましては、またさまざまな状況があると思ひますので、いろんな観点から随時そういうことにつきましては精査しながら、いろいろ考えて

事業を進めてまいりたいなというふうに思います。各教室につきましては、今それぞれこちらのセンターのほうでさまざまな対応をしているところでございますが、そちらのほうの中に今回の栄養士さんも入り、またそれだけでなくしてうちのセンターのほうにはいろんな相談事があったときにも来ていただいている状況もございます。具体的な数字はあれなのですが、そういう中でより一層の栄養指導、今までですと保健師さんとかそういうところだけでございますが、今言った部分の中で一層の対処をしながら、住民さんの子育て環境が産み育てやすいといえますか、そういう環境をより提供してまいりたいという考えでございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 要するにセンターの全体の運営なのですけども、いつも開設されていて、いつも相談できている体制ですかというふうなことです。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 センターにつきましては、来ていただきますと対応できる状況になってございます。あとは、事前相談、今話ししていてあれなのですが、お話が入ってきましてら随時日程も確保しながら対応していくということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 村瀬議員、よろしいですか。

○6番村瀬議員 いいです。

○議 長 この件については終了しました。

次に、一般会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 105ページの説明欄のリサイクルセンターの関係で、下から3段目の委託料の関係でちょっと確認をさせてください。

今般資源物のリサイクル業務委託料並びに資源物の運搬・処分委託料という形の予算計上していますが、リサイクルの業務委託料については多少昨年の予算額から増額の計画を立てていますが、運搬・処分委託料についてはおおむね40万ほど前年より減額措置をしていることになっておりますけれども、つらつら見ていると資源物の運搬の関係につきましては、私の周りしか見ていないのですけれども、資源ごみの量がふえているような状況が私としては感じられているのですけれども、その中であってなおかつ減額をしたという内容説明をいただきたいというふうに思っています。

それと、委託料の関係、ほかの項目につきましては人件費等の高騰もあってということで、おおむね全体的に見ていますと増額の予算措置になっていると思うのですけれども、この中でもそれら要因がありながら減額をしたという内容についてご説明いただければというふうに思います。

○議長 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまの件は、資源物運搬・処分委託料ということでございます。前年度比較40万5,000円の減額ということで今回計上しておりますが、この件につきましては落ち葉等の受け入れをしていた中間処理施設がございますけれども、そこが受け入れをできないということで終了するということから今回減額ということで、ほかに比べて落ちたというのはそういうような理由で落ちてございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 落ち葉の関係の処理ができなくなったということになりますと、一般といたしますか、落ち葉を処理する全体の処理というのはどういう形になるか、ちょっと答えていただければありがたいと思うのですけれども。

○議長 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 まず、リサイクルセンターに集められた落ち葉等がありますけれども、それを中間処理施設へ運ぶ運搬料、これをまず1つ見えています。そこで、中間処理施設がありますので、それに関する処分料というのがかかりますので、その費用。2つを見ているところで、今回その2点で落ちたということでございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 144ページの説明欄(1)のこども夢基金事業のことなのですが、30年度は補正のときに27万5,000円減額していて、その前の年とかでもふるさと納税の指定寄付などで寄付を受けていて、何か夢基金の使い方については変化を求めているかなければいけないということで教育委員会も認識していると思うのですが、今年度に対しては過去の30年度の減額などからも考えて、夢基金というものの、この使い方、運用については、多額にあることですから、どのようにこの基金を有効に利用していってもらおうという考えがあるのでしょうか。

○議長 長 伊東教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹 こちら、こども夢基金の利用方法でございますが、昨年、平成30年度よりこども夢基金事業の運用の方法というか、使用方法について教育委員会のほうで内容を確認し、対応を協議しておりました。平成30年度よりこども夢基金の中で、少年団以外の子どもたちで、子どもが活動の中で帯広などのスポーツ団体にみずから加入して活動している中で全道大会に出場するとか、全国大会に出場するなどの費用がかかる場合に関して、その部分に関しましてもこども夢基金として助成をするというような形で見直しを図り、活動をすることとさせていただいているところでございます。今後につきましても子どもの発達とか、あと活躍の場にこども夢基金を活用し、使っていただければと思っておりますので、そういう活用をできるように改正をしたところでございます。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 そうやって全国大会などの助成ということで拡充したようなのですが、

スポーツ少年団の助成事業などもあると思うのですけれども、夢基金とは別にスポーツ少年団の助成活動ということで82万円今回は予算計上させて、前年度と同額ということもあるのですけれども、少年団の現状を見ていると、学校の先生がついてくれるところはよしとして、少年団の中でも学校の先生がついていないとか、そういったところもあって指導者不足、そういったところから少年団の活動時間が夜になってしまったり、活動内容が限られてきたりと、少年団活動、子どもに対しての活動がすごく低下しているように思うのですけれども、これを夢基金とかをあわせて活動していくとか、そういった検討はなかったのかということ、まずはその検討はなかったのでしょうか。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 確かに少年団活動の中に学校の先生がかかわらないで、地域の方が協力していただいている少年団があるということも承知しております。平成30年度の運用の部分については、少年団活動の枠に入らない子どもたちも同じように村の子どもたちとして支援していくということで今回夢基金を利用させていただいたところでございます。子供に対する支援ということで、支援する保護者に対する部分の支援はこの基金で使えないのかというようなご質問かと思うのですけれども、その部分についてはまだ検討しておりませんので、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 使い方の拡大について先ほど主幹のほうから説明ありましたが、全く趣旨が違ような方向にいつている気が私はするのです。むしろ今太田議員が言ったような裾野を広げる意味でそこに充てるべきだというふうに考えるのですけれども、その再考の余地はございませんか。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 夢基金の活用ということで、あくまで子どもたちの活動を支援する基金ということで、私も有効にこの基金は活用していきたいというふうに考えております。先ほど主幹が言いました30年度の実績としては、そういう活動の部分でこれまで支援できなかった子どもたちに対して支援をするという部分で活用させていただきました。私は、活動以外の部分の支援も必要かなという部分は確かにそう思っております。例えば子どもたちが一生懸命活動している中で、備品が例えば老朽化して使えなくなってきた部分もある程度この部分の基金の中で活用していかなければならないのかなと思っております。いずれにしても、夢基金の活用方法についてはさらにまた活用方法について検討していきたいと思います。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今教育長のおっしゃるのは、違う部分で考えたらいいと思うのです。やっぱり夢基金は夢なのです。ですから、裾野を広げる。今までないようなことを一般の方

が子どものために何かしてあげられないかみたいなことがあって、それに特化したものに支援してやると私は解釈をずっとしていたのです。今現実的に例えば大会遠征費みたいな話というのは全く違う話であって、むしろそれは足りないのであれば、実際に少年団の遠征費とかありますから、それを拡大する方法を考えるだとか。特化してこういう補助金には色がついていると思うのです。何でもありきみたいな発想をされると、50万円の予算が執行できないということについてはそれはそれで問題あるかもしれないけれども、そういった拡大をしていくとさらに問題が私は膨らむと思いますけれども、どうでしょうか。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 夢基金の活用方法については、確かにいろんな子どもたちの夢を広げる基金ということで活用していかなければならないのかなと、私もそう思います。今現在は、夢基金の活用方法についての新たな見直しも昨年いたしました。その中で、議員が言われるような部分について新たな発想がちょっと足りないのかなという部分もありますので、その部分につきましては今後改めて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議 長 この際、休憩を入れます。

午前 11 時 44 分 休憩

午前 11 時 48 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど保留となっておりました村瀬議員の質疑、過疎対策事業債に対する答弁について末田総務課長より発言を求められましたので、これを許します。

末田総務課長。

○総務課長 過疎対策事業債のソフト分でございますけれども、既に北海道から通知がされておまして、限度額が5,010万円とされております。過疎対策事業債の予算額計上に当たっては、この限度額を活用するということで、同額で計上しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。

村瀬議員、よろしいですか。

○6 番村瀬議員 はい。

○議 長 この件は終わらせていただきます。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 以上で一般会計予算の質疑を終了いたします。

ここで昼食のため午後 1 時30分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 4 9 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平成31年度更別村国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳出について補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成31年度国民健康保険特別会計事業勘定予算の補足説明をさせていただきます。

それでは、歳出から説明いたします。212ページをお開きください。款 1 総務費、予算額 751万4,000円、前年度比較47万6,000円の増額です。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、前年度比較67万5,000円の増額です。主なものは、説明欄（1）、総務一般事務経費で、節18備品購入費で現在使用しているレセプト点検用のパソコンのOSの保守期限切れに伴う端末及びプリンターの更新で41万9,000円を計上、また節19負担金補助及び交付金で北海道クラウドでの運用負担金が24万7,000円増加したことが要因となっております。

続きまして、213ページをお開きください。目 2 連合会負担金は、前年度と同額の計上をしております。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費、前年度比較 6 万円の増額であります。主なものは、説明欄（1）、賦課徴収事務経費で節11需用費の印刷製本費で 6 万6,000円の減額、国保税の納税通知書を独自帳票から北海道自治体システム協議会の共同印刷に切りかえたことによる減額です。また、節19負担金補助及び交付金で、十勝市町村税滞納整理機構負担金が滞納の預け入れ額の増額により12万6,000円増額したことが主な要因となっております。

項 3 運営協議会費、目 1 運営協議会費、前年度比較25万9,000円の減額です。隔年で実施しております委員道内研修を実施しない年であることが減額の主な要因でございます。

続きまして、215ページをお開きください。款 2 保険給付費は、予算額 2 億7,138万7,000円、前年度比較519万2,000円の減額です。昨年度より過去 3 カ年の医療費の給付実績などを勘案して北海道の推計したものを計上しております。

項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費は、前年度比較267万3,000円の減額です。

目 2 退職被保険者等療養給付費は、予算額11万4,000円で、前年度比較18万1,000円の減額です。制度改正により対象者が減少していくことによるものです。この療養給付費は、入院、通院、歯科、調剤の給付費に係るものでございます。

目 3 一般被保険者療養費は、予算額244万1,000円、前年度比較15万8,000円の増額。

目 4 退職被保険者等療養費は、前年度比較 1 万4,000円の減額です。この療養費は、主に

はり、きゅう、あんま、柔道整復、補装具等の費用のほか、医療機関の窓口で保険証を提示できなかった場合に国保の窓口で申請していただき、直接被保険者に対する保険給付ということになっております。

216ページをごらんください。項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、前年度比較230万4,000円の減額。

目2退職被保険者等高額療養費は、予算額1万円、前年度比較17万8,000円の減額となっております。

項3移送費は、前年度予算と同額の2,000円を計上しております。

217ページをお開きください。項4出産育児諸費は、予算額630万4,000円、前年度同額を計上しております。15名の出産を見込んで計上しております。

項5葬祭諸費、予算額30万円と前年度同額です。昨年同様10名分を計上しております。

218ページをごらんください。款3国民健康保険事業費納付金は、北海道が決定した納付金を納める科目でありまして、予算額2億300万7,000円、前年度比較1,184万8,000円の減額となっております。

項1医療給付費、目1一般被保険者医療給付費は、予算額1億4,527万8,000円、前年度比較22万2,000円の減額となっております。

目2退職被保険者等医療給付費は15万8,000円、前年度比較3万5,000円の減額です。

項2後期高齢者支援金等、目1一般被保険者後期高齢者支援金等は、前年度比較702万円の減額。

目2退職被保険者後期高齢者支援金等は、前年度比較3,000円の減額となっております。

項3介護納付金、219ページをお開きください。目1介護納付金は、前年度比較456万8,000円の減額です。40歳以上65歳未満の介護2号被保険者分として納付するものでございます。

220ページをごらんください。款4共同事業拠出金、予算額1,000円で、過年度精算分が発生した場合の科目存置として計上しております。

221ページをお開きください。款5保健事業費は、予算額475万8,000円、前年度比較22万9,000円の増額です。

項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、前年度比較11万9,000円の増額です。この主な要因は、節13委託料において健診人数を実績をもとに算出し、16万8,000円を減額しました。また、節18備品購入費で特定健診システム、国保データベースシステムで使用している端末のOSの保守期限切れに伴うパソコンの更新費用で27万6,000円計上したことが要因となっております。

項2保健事業費、222ページをごらんください。目1保健衛生普及費は、前年度比較2万6,000円の増額となっております。説明欄(1)、保健衛生普及事業は、昨年度と同額で、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知、保健師の研修などの経費です。説明欄(2)、健康マイレージ事業ですが、この事業は平成30年度より北海道の事業に参加し、記念品等を北海道よりいただいておりますが、31年度は北海道の事業が終了したため、村単独で

実施するため、景品代として2万6,000円を計上いたしております。

目2疾病予防費は、前年度比較8万4,000円の増額です。前期高齢者のインフルエンザ及び節目の年での肺炎球菌予防接種の負担金でございます。肺炎球菌予防接種対象者の増によるもので増額しております。

223ページをお開きください。款6基金積立金は、基金の利子を積み立てるもので、予算額3万円、前年度比較1万6,000円の増額です。利率を上積みするため、定期預金を介護保険基金と合算運用することとしております。

224ページをごらんください。款7諸支出金は、予算額2,900万4,000円、前年度比較68万7,000円の減額となっております。

この要因は、項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金で節28繰出金で算定基礎の年間入院日数見込みが減少したことによるものです。

226ページをごらんください。予備費については、予算額813万8,000円、前年度比較14万4,000円の減額となっております。

以上、歳出の補足説明とさせていただきます。

○議長 長 事業勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで事業勘定歳出を終わります。

次に、事業勘定歳入についての補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、国民健康保険特別会計事業勘定の歳入につきまして補足説明させていただきます。

204ページをお開きください。款1国民健康保険税、予算額1億6,973万円、前年度比較2,239万円の減額となっております。

項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、予算額1億6,952万円、前年度比較2,232万8,000円の減額です。これは、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療保険や社会保険等への移行により平成31年度において年率5.5%減少すると推計して1,048万円の減、また北海道の国保特別会計に納付する金額が昨年度の歳出比較で1,184万8,000円減少するためです。

目2退職被保険者等国民健康保険税は、予算編成時点での調定額に基づき算出した結果、予算額21万円、前年度比6万2,000円の減額となっております。退職者医療は、制度の改正があり、平成27年度以降新たな被保険者が発生しないこと及び65歳になると一般国保へ異動するため、被保険者数が減少していくことによるものでございます。

206ページをごらんください。款2一部負担金は、予算額2,000円で、前年度と同額です。災害等により窓口で一部負担金を払うことができない被保険者から後日村が徴収するために設けた科目で、科目存置として計上しております。

207ページをお開きください。款3道支出金、予算額3億1,685万9,000円、前年比較314万5,000円の増額です。

項1道負担金、目1保険給付費等交付金、前年度比較314万5,000円の増額です。節1普通交付金は、前年度比較519万2,000円の減額です。歳出の款2保険給付費から審査支払手数料を除いた額が交付されることとなっております。節2特別交付金は、前年度比較833万7,000円の増額です。保険者の努力支援、特別調整交付金、2号交付金、特定健康診査等負担金で構成されております。保険者努力支援分と2号交付金が激変緩和措置に対するものの金額を含んでおります。

項2財政安定化基金交付金、目1財政安定化基金交付金は、前年度と同額の1,000円を計上しております。激甚災害等で保険税の徴収が困難となった場合に北海道で造成している財政安定化基金から不足分を貸し付け、交付を受けることとなるため、科目存置として計上しているものです。貸し付けを受けた場合は翌々年度以降3カ年かけて償還、交付を受けた場合でも交付額の一部を同様に償還しなければなりません。

208ページをごらんください。款4財産収入は、財政調整基金の預金利息で、予算額3万円、前年度比1万6,000円の増額でございます。

209ページをお開きください。款5繰入金、予算額3,658万7,000円で、前年比較206万3,000円の増額です。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、前年度比較220万7,000円の増額となっております。節1保険基盤安定繰入金の説明欄、保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、国税税の2割、5割、7割軽減に対応するもので、一般会計で補助を受ける道負担金4分の3と村負担分の4分の1を合算した額を繰り入れるものです。前年度比較24万円の増額となっております。保険基盤安定繰入金保険者支援分は、保険料の軽減被保険者への支援であり、一般会計で補助を受ける国の2分の1と道と村がそれぞれ4分の1負担することになっており、これを合算した額を繰り入れるもので、前年度比較150万円増額しております。節2出産育児一時金等繰入金は、出産数を15件分として推計しております。その3分の2相当分を繰り入れるものです。節3財政安定化支援事業繰入金は、前年度に普通交付税で措置された額を推計し、計上するものです。前年度と同額の1,000円を計上しております。節4その他一般会計繰入金は、前年度比較46万7,000円の増額で、事務費分と特定健康診査分を繰り入れております。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、前年度比較14万4,000円の減額です。これは、予備費分を計上しているものでございます。

210ページをごらんください。款6繰越金、前年度と同額の計上となっております。

211ページをお開きください。款7諸収入は、予算額53万1,000円で前年度比較1万6,000円の増額です。

項2雑入、目1雑入、節1雑入で説明欄、特定健康診査受診料を1万6,000円増額して計上しております。

以上で国民健康保険特別会計事業勘定歳入の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 事業勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5 番、上田さん。

○5 番上田議員 204ページの国民健康保険税について質問したいと思います。

今回前年と比較して2,200万程度下がったということで、税額としては喜ばしいことなのかなと思っていますけれども、考え方でちょっとお聞きしたいのですけれども、今条例の中で税率だとか税額決まっていますよね、こういったものが過去の実績からいくと、例えば所得割だったら3.何%だとかと、もうあらかじめ決まっているような感じで出てきているのですけれども、これだけ下がってくると応能、応益割全体を通じて見直しをかけているのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の減額の要因としては、先ほど説明したとおり、被保険者の減少と道に納める納付金の額が減少していると、その財源としては国民健康保険税が当たるということでございます。国民健康保険税は、今激変緩和措置ということで6年間継続することになっていますけれども、総トータルとしては30年度比較で13%程度増額していくことになるということで、今回比較対照となる年が28、29年度のどちらか税金の低いほうということが対象となったものですから、更別村が29年度が余り収納がよくないということで、それが比較対照となったもので、激変緩和分が多く入ってくるということです。なので、今回減額して計上しておりますけれども、将来的には必ず道の標準保険税率に近づけていかなければならないということがありますので、現在のところ現在の保険税率を調整するということは考えておりません。

以上です。

○議 長 5 番、上田さん。

○5 番上田議員 今言ったことでちょっと私は納得できないのですけれども、国民健康保険税というのは要するに単年度収支であって、例えばことし1,000万取り過ぎたと、それから逆に1,000万マイナスだったと。最初から算定するときに当然推計しながらやっていくと思うのです。だから、将来のことはあるのかもしれないけれども、今ここでいえば一般被保険者だったら1億6,952万円ですか、この金額に合わせた税額を徴収するというのが考え方ではないのですか。将来的に考えてどうのこうのというのは、ことし入っている人、来年になったらやめるかもしれないですね。それから、逆の場合もあると思うのです。だから、目的税だから、あくまでもこの1億6,000万何がしの分を徴収するというので考え方を整理したほうがいいのでないかということで、これは毎回私言っていることなのですから、そういうような考え方にならないのかどうなのかということでちょっとお聞きします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほどとまた同じことの繰り返しになるのですが、激変緩和措置で入ってくる道の支出金、2号交付金と調整交付金ですけれども、これは毎年変動していくものであります。実際に個人の調定額の2%程度の上昇を目標に道は設定しております。それに従い、激変緩和措置分というのが減っていくと。今度28、29、30の3年間の平準化を図って、その差額でもって32年度以降計算されるということで、2%ずつ保険税が上がっていくということがありますので、激変緩和措置分がその分だけ落ちていくということで、国保税を上げていかなければならないと。その6年以降どうするかということもありますけれども、いきなり道の標準保険税率にすると非常に更別村との差が大きくて、一気に上げなければならぬという場面も起きてくる可能性もありますので、今回の部分、もし額が多くなりましたら、将来的な村独自の激変緩和措置分に充てていかなければならないと考えております。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 何かわかったようなわからないような感じですが、激変緩和はわかるのです。そして、税率だとか、そういったものというのは、ちょっと私勘違いしていたら申しわけないのですが、要するに更別が決めたことですよ、税率というのは。例えば道から所得割については何%にしないかとかという、そういう指示はないですよ。ということになると、激変緩和、それは当然なのです。だけれども、単年度収支から追っていけば、この金額しか集める必要性は私はないというふうに見ているのです。だから、多く徴収したり、逆に少なく徴収するということは余り好ましくないのかなというふうに思っているものだから、要するに今の条例で定まっている税率が、税率ですよ、額ではなくて、税率をコンクリートにする必要性はないのだというふうに私は思っているのですけれども、その辺どうなのですかという質問なのです。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 税率をいじるということは、先ほども言っているとおりどんどん上がっていくということで、毎年毎年いじっていくものではないというふうに私たちは考えておりまして、税率に関しては今のままを維持していきたいというふうに、最低でも今のままです。あと、激変緩和措置がどんどんなくなることにより上がっていくことになれば、税率もしくは均等割、平等割等の割合、額も将来的には改正していかなければならないというふうに考えております。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 私の言っているのは、例えば1億6,952万、これ徴収するために一体幾らの税率で率を定めたらこの金額になるのですかということなのです、単純に言えば。だから、例えば今の税率でいったら1,000万、2,000万多く取り過ぎてしまったり、または逆に1,000万、2,000万が少なくなってしまうと。それはその年々の所得によって変わっていくものだから、要するにその時々で変えることができませんかということを行っているの

す。多分7月が第1期の納期だと思うから、そのときに当然計算しますよね。そのときに例えば2,000万、3,000万、この予算よりも上回っていれば、何かを徴して要するにこの金額に合わせていかなければならない。そういう考え方を持っているのですかということなのですか。今課長はそれはしないということを言っているのですね。そういうことなのですか。ということは、1,000万、2,000万多く取ってもこれはやむを得ないということを行っているということですか。そこをちょっと教えてください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 税率をいじることはないと。実際に課税になってみて、先ほど言ったとおり被保険者や何かも減っているということで、確かに多くなる可能性ありますけれども、その分についてはいじらなくて、将来的な激変緩和の原資として確保していくということの考えでございます。

以上です。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 大変申しわけありません。しつこくなるのですが、要するに私が言いたいのは、その金額に合わせた税率を定めるべきでないのかなと、私はそう思うのです。将来にわたって例えば貯蓄するだとか、基金から繰り入れするだとか、これはわかるのです、言っている意味は。だけれども、今の条例で出ている金額でそのままやってしまうと、例えば去年農業者だったら所得割はでかかったとか、それから勤め人の給与が上がったとか下がったことによって、やっぱり税率というのは変えていくべきなのだろうというふうに思っているものだから、その辺ちょっと検討していただきたいと思っているのですけれども、それはできないということで繰り返しますか、その辺について。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほど申したとおり、北海道の国保特会納付金としての財源ということで、年々上がっていくことは目に見えていることであります。それで、その分について先ほど言ったとおり、そこで一回税率をいじって下げてしまうと今度上げるときのことを考えると、激変緩和をあるうちはまだいじる幅は少なくても済むかもしれませんが、激変緩和が、今からだから丸5年ですか、過ぎたときになくなるということになれば一気に上げなければならないということになりますので、できればいじっていかないということで今現在は考えております。

以上です。

○議 長 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定歳入の質疑を終わります。

次に、診療施設勘定歳出についての補足の説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の歳出予算についての補足説明を申し上げます。

予算書の239ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費は2億5,364万8,000円で、前年度比較526万3,000円の減です。

目1一般管理費は、2億5,325万1,000円で、前年度比較550万8,000円の減です。説明欄(1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油などの燃料費、光熱水費、備品や施設の修繕費、施設機器の保守・管理・点検委託料、清掃業務委託料、施設管理用備品購入費などで予算額1,562万5,000円で、前年度比較21万2,000円の減です。主なものとしましては、節11需用費、消耗品費において平成30年度は入院病棟の遮熱カーテンなどの予算を計上していたことにより33万4,000円の減、光熱水費において電気料金の値上がりにより17万5,000円の増、国保診療所修繕費において夜間通用口のオートロックシステム整備、非常用発電機の蓄電池交換などを予定しており、10万5,000円の増、節18備品購入費において平成31年度は施設管理用備品の購入予定がありませんので、18万1,000円の減となっています。240ページをお開きください。説明欄(2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで、予算額9万2,000円で前年度と同額です。説明欄(3)、総務管理経費は、職員11名分の人件費であり、9,513万7,000円で、前年度比較153万8,000円の減です。詳細につきましては、249ページから254ページの給与費明細書のお目通しをお願いいたします。説明欄(4)、総務一般事務経費は、臨時職員人件費、旅費、村長交際費、事務用消耗品費、通信費、医療用衣類クリーニング料、医療業務委託料、医療業務用システム使用料、各種負担金などで、予算額1億3,061万2,000円で、前年度比較275万6,000円の増です。主なものとしましては、節7賃金、看護補助員賃金において定員の8名を任用できる見通しであることから、夜間の勤務体制を宿直体制から夜勤体制に移行できる見込みとなり、宿直手当から夜勤手当と夜間看護手当の積算とし、前年度比較67万9,000円の減となっています。13委託料、その他業務委託料、医療業務委託料が9,428万3,000円で、前年度比較358万8,000円の増です。医療法人北海道家庭医療学センターから医師4名、作業療法士1名の派遣を受ける経費と医師確保、医師及び研修医育成協力費を含むものでございます。平成31年度の医師の体制については、予算積算段階では決定されていませんでしたので、最大値での積算としています。このほど明らかになり、医師は4名体制で、うち1名が平日の日勤のみの勤務となりました。平成30年度はさらに1名が平日の午前、または午後の半日勤務でありましたので、平成29年度と同様の診療体制により運営できるようになりました。医師4名のうち、副所長と専攻医1名が交代となります。また、作業療法士が4月の1カ月間、育児休業を取得することになっています。代替職員はおりませんが、関係機関に申し送りを行い、ご協力をいただきながら、悪影響が出ないように配慮してまいります。242ページをお開きください。説明欄(5)、準職員賃金等は、医療事務職員2名分の賃金等に係る経費であり、予算額1,178万5,000円で、前年度比較20万4,000円の増です。このほか、平成30年度は診療施設改修事業でナースコールの更新を行っており、この分671万8,000円の減額としています。

目2車両管理費、説明欄(1)、公用車維持管理経費は、公用車の維持管理経費で、予算

額39万7,000円で、前年度比較24万5,000円の増です。平成31年度は、公用車の車検整備の年となっています。また、スタッドレスタイヤの更新を行う予定です。

244ページをお開きください。款2医業費、項1医業費につきましては、予算額4,416万9,000円で、前年度比較1,243万7,000円の増です。

目1医療用消耗器材費、説明欄(1)、医療用資材購入経費は、医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用酸素等に係る経費で、予算額557万8,000円で、前年度比較20万8,000円の増です。平成31年度は、ポータブルトイレ、車椅子移乗用スライダー、医療用廃棄物処理用収納箱などを購入する予定としています。

目2医薬品衛生材料費、説明欄(1)、医薬品購入経費は、医療用薬品、予防接種用ワクチンの購入費で、予算額960万円で、前年度と同額です。内訳は、休日及び時間外診察の患者処方用及び入院患者用の内服、外用薬、注射薬で720万円、予防接種ワクチンで240万円を見込んでいます。

目3医療管理費は、予算額998万9,000円で、前年度比較18万8,000円の増です。説明欄(1)、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、保守点検委託料、検査委託料が主なもので、予算額708万2,000円で、前年度比較16万2,000円の増です。節13委託料の検査・診断等委託料、検査委託料において患者の疾病に伴う血液や尿、便、喀たんなどの検査、解析に係る委託料が近年の実績により20万4,000円の増額としています。245ページをごらんください。説明欄(2)、医療機器借上経費は、在宅酸素供給装置や睡眠時無呼吸症候群の治療器を必要とする方に対応するための経費で、予算額290万7,000円で、前年度比較2万6,000円の増です。

目4寝具費、説明欄(1)、入院資材等借上経費は、入院患者の寝具、病衣の借り上げに係る経費であり、予算額55万7,000円で、前年度比較5,000円の増です。

目5医療用機械器具費、説明欄(1)、医療機器等整備事業は、医療用備品の購入費で、予算額1,844万5,000円で、前年度比較1,203万6,000円の増です。節18備品購入費で、サポート終了により電子カルテ用パソコン、除細動器、デジタルエックス線画像読み取り装置、一般エックス線撮影システム、画像診断ワークステーションの更新を予定しており、1,179万8,000円の増となっています。

項2給食費、目1給食費、説明欄(1)、給食事業費は、入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費で、予算額281万5,000円で、前年度比較109万1,000円の減です。246ページをお開きください。節13委託料、その他業務委託料、給食業務委託料において、近年の入院患者の状況から109万3,000円の減としています。

247ページをお開きください。款3公債費、項1公債費、予算額は2,867万円で、前年度比較64万1,000円の増です。

目1元金、説明欄(1)、長期償還元金は、2,827万5,000円で、前年度比較75万9,000円の増です。平成21年度以降に購入した医療機器、備品並びにソフト分として医療業務委託料に係る起債元金の返済のほか、平成30年度に行ったエコー、ナースコールの更新によ

る分が追加になっています。

目 2 利子、説明欄（１）、長期償還利子は、予算額39万5,000円で、前年度比較11万8,000円の減です。

なお、詳細につきましては、255ページに地方債の現在高の見込みに関する調書がございますので、お目通しをお願いいたします。

248ページをお開きください。款 4 予備費につきましては、予算額10万円で前年度と同額です。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

○議 長 診療施設勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1 番、安村さん。

○ 1 番安村議員 241ページの説明欄の節13について、もう少し詳細について説明いただきたいというふうに思います。

本事業は委託事業という形でございまして、村が医療費に対して、医師なりなんなりに対してどのぐらいの予算措置を持って進めるかという基本的な理念がなければなかなか難しいところあるのですけれども、去年に比べてその他の委託料という形で380万ほど増額の予算措置という形になっております。まして、今事務長おっしゃったように、医師が副所長以下で2名かわるということがございます。そして、作業療法士の関係が産休に入るという話も聞きましたけれども、それはそれとして、委託業務なものですから、僕は一定のルールをつくった中で委託をすべきではないかなというふうに思っているのですけれども、その点をきちんと押さえた説明をしていただかないと、ずるずる、ずるずると毎年増額予算の計上になっていて、何を委託しているのか、どこまで委託しているのかというのが全く見えない部分が出てくるので、その点ちょっと懸念しているのですけれども、村の考え方、委託先への業務の委託の内容的にどう捉えて、どうこれからも含めてやっていこうとしているのか、と見えない部分ありますので、わかる範疇で構いませんので、ご説明いただければというふうに思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 北海道家庭医療学センターとは医師等の派遣に関する協定を締結して、医師等の派遣を受けております。協定には具体的な人件費の扱いについては記載がありませんけれども、家庭医療学センターには家庭医療学センターの給与制度がございまして、村としてはそこを理解した上での協定締結と考えております。この部分について協議事項とするよう申し入れを行いますと、家庭医療学センターの給与制度の見直しを求めることにもつながりまして、これまでの信頼関係にも影響を及ぼすことになりますので、医師等の給与について現在のところ協議することは想定していないところでございます。

なお、今年度の委託料につきましては、予算積算時につきましてはまだ更別に配置される医師等がはっきり決まっていないということから、最大値の予算を積算させていただい

ております。この中でこのたび配置される医師が確定しまして、また作業療法士が4月、育児休業をとられるということになりましたので、その分については、今新年度の委託契約に向けて準備を進めておりますが、その中で減額になると考えておりまして、6月補正でその分は契約後に減額していきたいと考えております。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 そこが心配だというか、今事務長おっしゃっていただいたのですけれども、基本的には委託契約というのは人件費云々という細かいことでなくて、全体枠の運営の中でどうするかという村の指針だと思うのです。その中のこれが人件費だ、これがどうのこうのだと言い出したら、信頼関係というよりも、どう受けるか、受けないかという話になってしまうので、村としては全体の中で人件費を含んだ中で全体枠としてどう委託するのかという本筋がなければだめだというふうに僕は思っているのです。今ご説明いただいたように、所長が中心になって家庭医療学の関係、これはあくまでも信頼関係の中で医療の一環として責任者がどう医療関係の整備を図りながらいくかという、それは医療手段の一つの方法であって、我々が信頼関係を損なうとかなんとかではなくて、この捉え方というのは基本的に村は1億出せるのか、8,000万出せるのか、9,000万しか出せないのか、その話だけだと思うのです。それをある程度の方針を持っていかないと、いろんな部分で弊害も出るし、細かいことで詰めていくとまた問題もあるという形になるので、今事務長がご説明していただいたように、当初でもご説明いただいたように、マックスで見えていますと、それは理解しています。

ただ、心配しているのは、毎年のことなのですからけれども、申しわけないけれども、ちょっと苦言になってしまう可能性あるのですけれども、何年もない。所長を中心としていらっしゃるのだけれども、副所長以下常時医師がかわっているという中で、それは住民の負託に込めているかという部分をしんしゃくして解釈するならば、僕は信頼関係構築できているというふうには思っていないのですよ、逆に言えば。せっかくなれた先生が1年、1年半ではいい、さようならという形で、今回は帯広にご夫婦でいらっしゃるみたいですが、そういう部分も含めた中で総合トータルとして村の考え方を示していかないと、つらいかもしれない。医師の確保というのは今どこの町村もつらいから、大変かもしれないけれども、そこを明確にお願いしていかないと、委託料という形の抜本的な評価というか、委託するべき金額の算定はちょっと難しいのでないかなと思っていますので、その点の捉え方も含めて、しっかりやれというのではなくて、その点の村の押さえ方しっかり持っていたいただきたいなという要望も含めてなのですからけれども、そう考えているのですけれども、何か附帯説明あるのだったらお願いしたいと思うのですけれども。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 医師等の派遣に関する協定書の中で、安村議員さんおっしゃるとおり、今山田先生と、もう一人10年ほどの長い日勤のみの先生がいらっしゃいます。あとの2人については1年ないし2年で交代しているところでございますが、この部分については家

家庭医療学センターとの間において協定書の中で、家庭医療の実践のフィールドの提供及び医師等に関する教育の場を提供し、地域医療、家庭医療の発展に貢献できる医師の養成に協力しますという文言が協定書の中にございまして、この医師の養成の一部ということで初期研修医あるいは専攻医の受け入れということで、1年ないし2年で交代している先生が1名ないし2名いるというところがございます。

重ねてご指摘いただいている更別村としての上限、ここまでだという考え方に関してなのですが、今現在のところそういった上限についてはここまでだという設定はしておりませんが、これが法外な委託料になっていけば、その内容については家庭医療学センターと確認し、協議していくことも必要になってくると思っています。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ご説明ありがとうございます。私も十分な詳細について学習していないので、間違いもあるかもしれませんが、今の中で確かに医師4名体制の中で2名の方が10年以上、2名の方については研修も含めた中での体制も含めて4名体制と今ご説明いただきましたけれども、それはそれとして理解できるのですけれども、なおかつ去年も、30年の予算というか、途中もそうでしたし、ことしの今の説明もそうですけれども、プラス研修医入れている。短期間の研修医も1週間なり1カ月の研修に来ているという形になっています。ですから、そういうもろもろの部分についての明確なそれも含めた、多分研修医も含めて無料で来ているわけではないというふうに判断するのが僕は正しいのではないかなと個人的には思っているのですけれども、4名プラス、いわゆる2名が常勤で今いていただいて、2名については常時かわる可能性があるかと、研修も含めて交代も含めてやりますと。プラス、なおかつ今2名なり3名の短期研修が来ているわけですね。ですから、そういう見えない部分というのがあった中での予算措置にならざるを得ない部分もあるのかなという勝手な解釈も私していたものですから、そういう心配というか、そういうものがあるから一定のルールを決めながらやっていただければなという思いで今質問をさせていただきました。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 医師4名のほかに、協会病院のほうから月に1回ないし2回程度研修に来られる先生とか、大学でこれから医師を目指す医学生の受け入れなどもしておりますが、そちらに関する先生への手当てというのはこちらのほうでは一切していないというところがございます。医師の育成に協力するという部分で受け入れておりますが、そこについての支出はないということでございます。

一定の委託料の枠に関しましては、繰り返し同じ話になってしまって申しわけないですが、今のところ上限というところは決めかねていますというか、決めておりませんが、今後どこまでというところも今はつきり申し上げることはできませんけれども、法外な金額ということになるのであれば、また考え、協議して確認などしていかなければいけないというふうに思っております。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 事務長、ありがとうございます。端的に言います、短く。私が今危惧しているというのは、更別村内の国保診療所は更別村内のエリアに限った中の診療をしているわけではないのです。外来も含めてかなり多くの村外から来ていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういうものも含めた中で、法外にただ委託料が多いという意見を単純に述べているわけではなくて、今多様性というか、固有名出して申しわけないのですが、中札内とかいろんな部分で医療機関の医療事務の関係に対する協定ではないけれども、行き来、学校の要望だとか学生の要望だとか、いろんな部分でやっている中で、更別村が負うべき負担割合、あるいは協力的に今来ている他町村からの部分、特に隣に関しては更別村一緒にやってほしいという要望も多少あったみたいですが、医療のそういう意見もあったようですけれども、それはそれとして、そういう部分も包括した中でこれから組み立てていただきたいなというふうな考えもあったものですから、質問させていただきました。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 更別も人口減少という状況にある中で、外来収入については微増、ほぼ横ばいという状況できております。今安村議員さんおっしゃったとおり、先生が中札内あるいは大樹町へ乳幼児健診などに出向いて、そのときに更別で診療できる診察の内容ですとかをPRして、そのことで通常の外来の診療にもよい影響が及んでいるものと考えております。今のところ中札内、大樹からの患者さんについて町村間での協議というのは、負担割合の協議ですとか、そういったことは一切ないところでございますが、更別において24時間の時間外診療等を行っておりますので、今後ますます減っていく人口の中で診療所を維持していく方策としましては、今後そういった自治体間の協議というのにも検討してまいりたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんお話あった村外からの診療を受け付けているという状況ありまして、その中で協議というか、近隣の町村とは話をすることもやっぱり必要ではないかと思えますし、お医者さんの関係からいえば、幾ら4人いるといっても負担が夜勤等々含めると医療関係の負担も大きくなってくると思えますし、そこは本当に考えていかなければいけないと思えます。今人口減、事務長のほうからも話ありましたが、そういうような状況の中で、私は更別村は非常に充実している医療体制にあると思えますけれども、これを将来的にいかに維持していくかはやっぱり考えていかなければいけないと思えますし、それは周りの町村ともしっかり協議の場が必要であるのであれば、そこを見越して考えていかなければいけないなというようなことを考えています。

研修医の件につきましては、毎年いろんな話で、次年度どの方が来ていただけるかというのがあるのですが、研修計画とかいろんな部分でフェローシップの修了者とか、いろんな形で家庭医療学センターのほうでも一定の期間等々を定めていることもあります。

し、おっしゃるとおりずっと持続的に村に勤務していただくというのが理想で、本来的な姿であると思いますので、その辺はまた医療センターのほうとも協議をしながら医療の充実に向けて検討、鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今医師の問題が随分出ていたのですが、私は看護師と介護士ですか、先ほど賃金のところで8名スタッフがそろったと言われましたけれども、更別の診療所を維持していく機能の中で医師以外の必要なスタッフさんがたくさんおられますよね。これがこの予算の中で全員満度そろっているということではよろしいのでしょうか。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 かねてから医師、看護師については、現状考える診療を行う上で満度に雇用できていると思っております。昨年、平成30年度に看護補助員、病棟の看護の補助をする臨時職員さんなのですが、この方たちについては定員を7名から8名にふやさせていただいて、それは宿直勤務から何とか夜勤の勤務にしていきたいということでお認めいただいたところでございます。それがなかなか応募はなく、採用が滞ってきたところなのですが、今般2月より、夜間の勤務はまだできないということなのでございますが、日中のフルタイム、週7日のうち5日のフルタイムができるということで雇用しております。このことで、この予算の中で現診療所の中で求める人員については網羅できていると考えております。

○議 長 ほかに質疑。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定の歳出を終わります。

次に、診療施設勘定の歳入について補足の説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、230ページをお開き願います。款1診療収入は、1億6,403万2,000円で、前年度比較292万7,000円の増としています。

項1入院収入は、予算額2,919万4,000円で、前年度比較322万3,000円の減です。近年の実績を参考に計上しています。入院の状況は、平成29年度は1日平均5.9人、平成30年度は1月末現在でございますが、1日平均5.6人という状況でございます。

次に、項2外来収入は、予算額1億1,624万8,000円で、前年度比較486万6,000円の増です。患者数、受診日数、1日当たりの医療費、それぞれ近年の実績を参考に計上しています。平成30年度の外来患者数の様子は、1月末現在で平成29年度と比較し、プラスの89人ほどで、ほぼ横ばいという状況でございます。

231ページをお開きください。目6その他の診療報酬収入、説明欄、自費患者診療報酬収入は、予算額99万9,000円で、前年度比較37万7,000円の増です。近年の実績から、労災、自賠責による診療収入、その他の自費診療患者の診療収入を見込んでいます。

項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入は、予算額1,859万円で、前年度比較128万4,000円の増です。説明欄の各種予防接種診断料は、1,046万6,000円で、前年度比較86万1,000円の増としています。村受託事業である定期及び任意の予防接種並びにインフルエンザ予防接種に係る接種料などになります。主には、6歳以上の日本脳炎ワクチンの接種見込み者の増、平成30年度診療報酬改定による影響を考慮しています。同じく説明欄、住民検診料につきましては、75歳以上の方を対象とする高齢者健診の実施に係る診断料で、予算額188万円、前年度比較46万8,000円の増でございます。平成30年度診療報酬改定による影響を考慮し、積算しています。

232ページをごらんください。款2 使用料及び手数料は、予算額132万1,000円で、前年度比較42万3,000円の減です。

項1 使用料、目1 使用料は、予算額27万3,000円で、内訳は説明欄、入院患者の電気器具使用料、往診や訪問診療に係る自動車使用料、診療所内の自動販売機の設置に係る建物使用料でございます。

項2 手数料、目1 手数料、説明欄、医療事務取扱手数料は、予算額5万6,000円で、前年度比較54万4,000円の減です。重度、ひとり親医療、乳幼児及び児童医療等の医療給付事務に係る取扱手数料をこれまで各市町村の制度に沿った中でそれぞれの市町村に請求していましたが、平成30年8月よりレセプト請求できることとなったことから、減額しています。

目2 文書料は、説明欄、各種診断書料で、各種診断書、証明書料と介護保険の認定に係る主治医意見書料等を計上しております。

233ページをお開きください。款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 施設整備費補助金は、予算額810万円で、前年度比較155万6,000円の増です。デジタルエックス線画像読み取り装置、除細動器、エックス線撮影システム、画像ワークステーションの更新費用に係る国庫補助金として計上しています。

234ページをお開きください。款4 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、予算額43万8,000円で、前年度比較4万9,000円の減です。医師住宅2棟のうち1棟が築後15年を経過し、村有住宅管理規則により平成31年度より家賃が減額となることからの減額です。

235ページをごらんください。款5 繰入金は、1億4,548万1,000円で、前年度比較21万円の増です。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、1億1,704万3,000円で、前年度比較89万7,000円の増です。説明欄、公債費分は2,867万円です。一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう調整しています。

項2 事業勘定繰入金、目1 事業勘定繰入金は、2,843万8,000円で、前年度比較68万7,000円の減です。診療所に対する運営費補助として国から交付される特別調整交付金の繰入金ですが、算定については基本額と加算額で構成されており、近年の入院日数の状況を踏まえ、加算額の減少を見込んだことによる計上としています。

236ページをお開きください。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度と同額の10万円を見込んでございます。

237ページをお開きください。款7諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算額103万円で、前年度比較3,000円の増です。主には自費衛生材料等収入でございます。

238ページをお開きください。款8村債、項1村債、目1過疎対策事業債につきましては、予算額890万円で、前年度比較250万円の増です。デジタルエックス線画像読み取り装置、除細動器、エックス線撮影システム、画像ワークステーションの更新を予定しており、国庫補助金を充当した残額の財源として890万円を計上しています。

以上、診療施設勘定歳入の補足説明とさせていただきます。

○議 長 診療施設勘定歳入の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 先ほどスタッフがそろっているということの中で、入院収入が一応減額されているのですけれども、診療所で入院ベッドを満度使うと何人ぐらい入院できるのですか。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 一般病床17床と救急病床2床ということで19床構えております。現在スタッフが整っている中で入院の制限等を考えてはおりませんけれども、入院患者の生活能力といいますか、病状の状況によっては人数を、今後もしかしたら満床とすることができない状況も出てくることも想定されますが、現在のところ何床までというような区切りは設けておりません。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 最近厚生病院など大きい病院で手術された後に、早期退院というか、転院というか、よく求められるわけなのです。そうすると更別の診療所が大きなよりどころとなるわけなので、5.9人とか5.6人という数字が出ているのですけれども、できればもう少し、いろいろな事情あるでしょうけれども、入院可能というか、受け入れる体制を整えていただいたらよろしいかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 織田議員さん言われるとおり、診療所も最近入院患者が減少傾向にあることが課題だというふうに医師も含めて捉えております。その中で、おっしゃるとおり、帯広の病院を退院された方が地域での生活に戻る前に診療所で一時的に入院して生活環境を整えてから安心して退院するということを、そういった患者をふやしたいというところで考えているところでございます。その中で、帯広の病院と当診療所の医師の間で帯広から転院された方の経過について詳細にお知らせするなど、帯広の病院の医師とも信頼関係を築く中で、そういった地道な取り組みを続けながら、そういった患者の受け入れを本当はというか、そういった患者をふやしていきたいと考えているところでございます。

○議 長 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定歳入を終わります。

以上で国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

この際、午後2時50分まで休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時49分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平成31年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の審議をいたします。

歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成31年度後期高齢者医療事業特別会計について補足説明いたします。

最初に、歳出を説明いたします。265ページをお開きください。款1総務費、予算額69万9,000円、前年度比較21万8,000円の減額です。

項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額44万9,000円、前年度比較20万8,000円の減額です。昨年度は後期高齢者保険料軽減特例の見直しに伴う後期高齢者システムの改修負担金20万6,000円を計上しておりましたが、事業終了のため計上しないことが主な要因でございます。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、予算額23万6,000円、前年度比較1万円の減額です。

266ページをお開きください。目2滞納処分費は、前年度と同額の1万4,000円を計上しております。

267ページをごらんください。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額5,636万1,000円、前年度比較214万2,000円の減額です。

項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は同額です。これは、保険料収入額4,392万円に保険基盤安定繰入金等の1,017万1,000円及び共回事務費22万7,000円を加えて連合会に納付するものでございます。

268ページをお開きください。款3諸支出金につきましては、保険料過誤納還付金、同じく還付加算金を25万円と前年度同額計上しております。

269ページをごらんください。予備費につきましても、予算額50万円で前年度同額を計上しております。

次に、歳入を説明いたします。260ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料は、予算額4,392万円で、前年度比較14万5,000円、0.3%の減となっております。後期高齢者医療保険料につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合より保険料の提示がされ、

これに基づき予算計上されることから、同連合からの想定の金額での予算額となっております。

なお、平成30年11月現在の調定状況を勘案し、目1 特別徴収保険料は予算額1,449万3,000円、前年度比較127万4,000円の増、目2 普通徴収保険料は予算額2,942万7,000円、前年度比較141万9,000円の減として予算計上を行っているところです。

261ページをお開きください。款2 繰入金は、予算額1,363万6,000円、前年度比較200万9,000円の減額です。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、同額でございます。節1 保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を補填するものです。道から対象額の4分の3、762万7,000円、村から残り4分の1、254万4,000円、計1,017万1,000円を計上しております。節2 その他一般会計繰入金は、本会計の事務費及び後期高齢者医療広域連合の共通事務費分、予備費を含めた346万5,000円を計上しております。

262ページの款3 繰越金、263ページの款4 諸収入につきましては、前年度と同額でありますので、説明を省略させていただきます。

昨年度は国庫支出金で後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しに伴う後期高齢者システムの改修費の補助金を計上しておりましたが、事業が終了したことに伴い、廃款としております。

以上で後期高齢者医療事業特別会計の補足説明を終わります。

○議長 後期高齢者医療事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 これで後期高齢者医療事業特別会計予算の審議を終了いたします。

次に、平成31年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。
安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、介護保険事業特別会計の補足説明をさせていただきます。

最初に、事業勘定の歳出からご説明いたします。285ページをお開きください。款1 総務費は、563万3,000円で、前年度比58万2,000円の増額です。

項1 総務管理費、目1 一般管理費は、予算額74万1,000円、前年度比較20万8,000円の増額となっております。主なものは、説明欄(1)、総務一般事務経費において節11 需用費、消耗品費で前年度比較13万4,000円減額しております。昨年度は介護保険計画開始年度に当たるため、制度周知のためのパンフレットの購入費を計上いたしておりました。また、節18 備品購入費は、介護保険システム用クライアントのOS 保守期限切れに伴うパソコンの更新費として33万円を計上しているものでございます。

項2 徴収費、286ページをお開きください。目1 賦課徴収費は、予算額13万5,000円で、前年度比較8,000円の増額です。節11 需用費で納付通知書の元号対応のための印刷費で増額

しているものでございます。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、予算額84万5,000円で、前年度比較2万6,000円の増額です。主なものは、節12役務費で主治医意見書取扱手数料の件数の増加によるものでございます。

目2認定審査会共同設置負担金は、予算額391万2,000円で、前年度比較34万円の増額でございます。職員の異動等に伴う負担金の増加によるものでございます。

288ページをお開きください。款2保険給付費、予算額2億9,961万2,000円、前年度比較1,662万4,000円の増額となっております。給付の実績、要支援及び要介護認定者数の状況などを勘案し、予算計上しております。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、要介護1以上の方へのサービス給付費で、予算額2億5,300万6,000円で、前年度比較1,330万円の増額です。増減の主なものは、説明欄(1)、介護サービス等諸費、節19負担金補助及び交付金で、法定居宅サービス給付費は前年度比較635万4,000円の増、居宅介護支援給付費は32万4,000円、法定施設サービス給付費は540万円の増、地域密着型居宅介護サービス給付費は前年度比較121万2,000円の減、地域密着型施設介護サービス給付費は前年度比較243万6,000円の増額で、いずれも給付実績に合わせて予算計上しているものでございます。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方へのサービス給付費で、前年度比較193万2,000円増額しております。主なものは、説明欄(1)、介護予防サービス等事業、節19負担金補助及び交付金、居宅介護予防サービス給付費は前年度比較で175万2,000円の増額です。地域密着型介護予防サービス給付費は前年度比較18万円の増額となっております。ともに利用者の増加によるものでございます。

289ページをごらんください。高額介護サービス費、目1高額介護サービス費は、予算額733万円で、前年度比較139万2,000円の増額となっております。平成30年度の制度改正により、現役並みの所得者の自己負担が3割となりましたが、限度額の変更がないため、償還額が増加するものと見込んでおります。

項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費は、前年度と同額の80万円を計上しております。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、低所得者の居室料と食事代に係る負担を軽減する補足給付でございます。昨年度と同額の2,184万円を計上しております。

290ページをお開きください。款3地域支援事業費、予算額5,297万4,000円、前年度比較22万9,000円の増額となっております。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、予算額964万2,000円で、前年度比較1万1,000円の増となっております。給付実績に合わせて予算計上しているものです。

目2一般介護予防事業費は、予算額512万5,000円、前年度比較5万9,000円の減額です。

事業実績に合わせて予算計上しております。

項 2 包括的支援事業・任意事業費、291ページをごらんください。目 1 総合相談事業費は、相談支援事業の事務費であり、昨年度と同額の 7 万 5,000 円を計上しております。

目 2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、予算額 2,587 万 5,000 円で、前年度比較 4 万 9,000 円の増額です。包括支援センター職員の人件費を計上しているもので、説明欄（１）、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、社会福祉協議会から派遣を受けている社会福祉士の人件費相当分を負担金として支出するものでございます。説明欄（２）、準職員賃金等は、地域包括支援センターの介護福祉士を配置するための準職員賃金となっています。説明欄（３）、職員人件費は、地域包括支援センターの保健師 2 名分の職員人件費です。詳細につきましては、298ページから301ページまでの給与費明細書をお目通しお願いします。

292ページをお開きください。目 3 任意事業費は、予算額 448 万 2,000 円で、前年度比較 23 万 1,000 円の減額です。減額の要因は、説明欄（２）、任意事業の節 13 委託料、シルバーハウジング管理業務委託料で 23 万 9,000 円の減となっております。休日代替生活援助員賃金を勤務実績に合わせて減額しております。

293ページをごらんください。目 4 在宅医療・介護連携推進事業費は、予算額 86 万 8,000 円、前年度比較 19 万 4,000 円の増額となっております。医療、介護連携推進のための研修費や情報共有ツールの使用料を計上しております。主な要因は、節 8 報償費で多職種連携講演会講師謝礼を 10 万円増額、節 14 使用料及び賃借料でインターネット用機器使用料が 4 回線から 8 回線に増加したことにより 10 万 8,000 円増額しております。

目 5 生活支援体制整備事業費は、予算額 556 万 5,000 円で、前年度比較 7 万 4,000 円の減額です。この事業は、支えられる側も支える側になり得る住民支え合いの仕組みづくりを進めるための生活支援コーディネーターの人件費及び協議体が行う事業の経費として計上しております。

目 6 認知症総合支援事業費は、予算額 134 万 2,000 円、前年度比較 33 万 9,000 円の増額です。認知症について気軽に話し合う介護カフェの運営に係る経費、認知症講演会開催経費を計上しております。増額の主な要因でございますが、節 13 委託料の講師派遣委託料で 31 万円の増額です。バーチャルリアリティー認知症体験講演会の実施を計画したことによるものでございます。

295ページをごらんください。款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、予算額 3 万 2,000 円、前年度比較 1 万 1,000 円の増額です。先ほど国保会計でも説明いたしましたが、利息を多く受け取るため、介護と国保の基金を合算して積み立てているものです。

296ページの款 5 諸支出金、297ページの款 6 予備費については、昨年と同様の予算計上でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。276ページをお開きください。款 1 介護保険料は、予算額 6,510 万 1,000 円、前年度比較 53 万 3,000 円の増額となっています。

項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、同額でございます。現年度分は、平成30年度より適用した月額5,500円の基準保険料にて算定した額を予算額としております。

277ページをお開きください。款2使用料及び手数料、予算額10万4,000円、前年度同額です。これは、シルバーハウジングへの生活援助員の派遣手数料でございます。

278ページをごらんください。款3国庫支出金、予算額8,962万2,000円、前年度比較424万8,000円の増額となっております。

項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、予算額5,751万3,000円で、前年度と比較して305万6,000円の増額でございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、予算額1,498万円、前年度と比較して83万2,000円の増額です。両科目とも歳出の保険給付費の増加のためふえております。

目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額267万4,000円で、前年度比較30万7,000円の減額でございます。歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費に対して交付されるものでございます。

目3地域支援事業交付金（その他事業）は、予算額1,400万5,000円で、前年度比較21万7,000円の増額です。歳出の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費に対し交付されるものでございます。

目4保険者機能強化推進交付金は、新規の科目で45万円を計上しております。この交付金は、介護保険法の改正により市町村及び都道府県に自立支援、重度化防止の取り組みに対する支援として交付されるもので、介護予防事業に充てるものとしております。

279ページをお開きください。款4支払基金交付金は、予算額8,378万6,000円、前年度比較415万8,000円の増額です。

項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、予算額8,089万7,000円で、前年度比較448万8,000円の増額です。これも歳出の保険給付費が増加したためによる増加でございます。

目2地域支援事業交付金は、予算額288万9,000円、前年度比較で33万円の減額です。歳出の款3地域支援事業費に交付されるものでございます。

280ページをごらんください。款5道支出金は、予算額4,820万6,000円、前年度比較230万2,000円の増額です。

項1道負担金、目1介護給付費負担金は、予算額3,986万5,000円、前年度比較234万7,000円の増額です。これも保険給付費の増加による増加です。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額133万8,000円、前年度比較15万3,000円の減額です。歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費に対して交付されるものでございます。

目2地域支援事業交付金（その他事業）は、予算額700万3,000円、前年度比較10万8,000円の増額です。歳出の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費に交付されるものでございます。

281ページをお開きください。款6財産収入は、介護保険事業基金積立金の利子でございます。

282ページをごらんください。款7繰入金は、予算額7,175万3,000円、前年度比較615万3,000円の増額となっております。

項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、予算額3,745万5,000円、前年比208万円の増額です。歳出で介護給付費が増加したことによるものでございます。

目2地域支援事業費繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額133万7,000円で、前年度比較15万3,000円の減額でございます。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、予算額700万2,000円、前年度比較12万円の増額。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、予算額50万5,000円、前年度比較2万6,000円の増額で、軽減対象者が増加したことによるものでございます。

目5その他一般会計繰入金は、予算額1,079万円で、前年度比較143万2,000円の増額で、節1、事務費対象分で58万2,000円の増額、節2その他一般会計繰入金で地域支援事業に対する不足分を補填するため85万円増額しております。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、昨年度比較264万8,000円の増額です。これは、保険料見直しによる激変緩和として327万円、予備費で100万円、保険給付費の不足分として事業費の不足分を繰り入れるものでございます。

283ページをお開きください。繰越金につきましては、前年度と同額でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、284ページをごらんください。款9諸収入は、予算額65万7,000円、前年度比較4万1,000円の増額です。

項2雑入、目1雑入、予算額65万6,000円で、前年度と比較し4万1,000円の増額を見込んでおります。介護予防教室への参加人数の増加を見込んでの計上となっております。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の予算説明を終わらせていただきます。

続きまして、サービス事業勘定の補足説明をいたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。307ページをお開きください。款1事業費は、予算額195万6,000円、前年度比較36万1,000円の増額でございます。

項1居宅介護サービス事業費、目1居宅介護サービス事業費は、予算額22万3,000円で、前年度比較4万円の増額です。高齢者の心身の健康保持、介護予防の推進のため、地域包括支援センターの事務費を計上しているものでございます。

目2介護予防サービス等事業費は、予算額173万3,000円で、前年度比較32万1,000円の増額です。地域包括支援センターの業務の一つであります要支援1及び要支援2の介護予防サービスの計画策定業務の一部を社会福祉協議会に委託する経費でございまして、件数の増加により増加しております。

次に、歳入を説明いたします。304ページをお開きください。款1サービス収入は、予算

額195万4,000円、前年度比較36万1,000円の増額となっております。

項1 予防給付費収入、目1 介護予防サービス計画費収入は、同額でございます。要支援1、2の方の介護予防サービス計画の策定に伴う収入で、国保連合会から交付されるものです。予防支援計画で月25件、介護予防ケアマネジメント策定で月12件、新規加算分15件で積算しております。

305ページの款2 繰越金、306ページの款3 諸収入は、前年度と同額を計上しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で介護保険事業勘定及びサービス事業勘定の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 介護保険事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 ちょっと確認をさせてください。

288ページの項1 介護サービス等諸費の中の目1 介護サービス等諸費の説明欄(1)の介護サービス等諸費の中で、内訳として地域密着型居宅介護サービス給付費と地域密着型施設介護サービス給付費ということで、多分これはコミュニの里と元気の里の関係の措置だと思いのですけれども、上段の密着型の居宅介護サービス給付費について、今給付実績に応じてというご説明をいただいた中で、前年度よりも給付額が減っているという形になっているのですけれども、素人的に見るとかなり居宅サービスの関係の施設も常時満席で待っている方も何人かいらっしゃるという中で、給付実績が下がったという説明いただいた中で、その点がちょっとわかりにくい部分がありますので、その点の附帯説明をお願いしたいと思います。

○議長 長 暫時休憩を入れます。

午後 3時15分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 地域密着型通所介護給付費でございますが、前年度は1名当たり単価6万5,000円で19名見ておりました。それが介護度の関係がありまして単価が1名当たり6万3,000円で、現在利用している方、見込みを含めて18名ということで計上しておりますので、121万2,000円を減額しているということです。また、地域密着型施設介護サービス給付費ですが、昨年は29名見ていまして、一人頭の給付費の単価が26万3,000円ということで、31年度はそれより少し上がりまして27万円ということで、トータルで243万6,000円の増額ということで見込んでおります。

以上です。

(「居宅」の声あり)

○保健福祉課長 済みません。

居宅介護支援給付費のほうなのですけれども、居宅介護支援給付費は30年度が1名当たり単価が1万3,000円で27名、31年度は1万4,000円単価で27名ということで32万4,000円の増となっております。

(「減額」の声あり)

○保健福祉課長 済みません。

減額の大きなものは、先ほど言った地域密着型通所介護給付費のデイサービスの分で単価の減と人数の減によるものでございます。そのほかの給付費については、ほぼ同額、もしくは増額ということになっております。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 課長、今説明いただいたのですけれども、前年度というか、通常の場合19名の部分を31年は18名で積算したという内容がちょっとわからないというか、通常でいえば待っている方もいらっしゃると思うので、あえてここで30年の実績に対して1名減らすというのはちょっと理解しにくい部分あるので、その補足説明お願いしたいのですけれども。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 今現在サービス利用している人の30年度の利用実績について見て、上げているわけなのですけれども、死亡等によりそういう方々が減っているということもありますし、それでも今現在全部で実績の数字そのまま上げているわけではなくて、新規分についても見ているということで、トータルで19名から18名に減ったということでございます。

○議長 長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議長 長 これで介護保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成31年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括をして補足の説明を求めます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、平成31年度更別村簡易水道事業特別会計予算書の補足説明をさせていただきます。

初めに、平成31年度簡易水道事業特別会計予算実施計画の収益的収入及び支出から説明させていただきます。この予算は第3条で収益的収支を定めておりまして、水道事業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用を計上しております。

3ページをごらんください。収入になります。款1簡易水道事業収益、予算額1億3,180万2,000円、前年度比較315万1,000円の増であります。

項 1 営業収益、予算額8,285万3,000円、前年度比較88万7,000円の減で、目 1 水道使用料の減が主なものであります。

項 2 営業外収益、予算額4,894万9,000円、前年度比較403万8,000円の増であります。

目 1 一般会計補助金は、前年度実施の経営戦略策定業務の終了によりまして232万2,000円の減。

目 2 負担金は、幕別町からの共同施設維持管理負担金で、南札内浄水場前処理装置設置工事などで204万8,000円の増。

目 3 長期前受金戻入は、過去に整備した水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化する現金を伴わないような収益というようなことで1万3,000円の減。

目 4 消費税還付金は、平成31年度に発生したものを今回計上することになるのですけれども、平成32年度に還付となる見込みで396万5,000円の増であります。

4 ページをごらんください。支出になります。款 1 簡易水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費、予算額3,775万1,000円、前年度比較105万7,000円の減であります。主なものは、光熱水費、水道施設電気料で17万4,000円の増、負担金では中札内共同施設維持管理負担金で117万7,000円の減などによるものであります。

目 2 配水及び給水費、予算額493万6,000円、前年度比610万5,000円の減であります。主なものは、委託料で昨年度実施の配水池清掃業務委託料で292万2,000円の減、同じく昨年度実施の水道施設漏水調査委託料で300万円の減、協和ポンプ室点検委託料は昨年度から村の職員が直接行っているというようなことで7万3,000円の減、水道施設保守点検料では12万5,000円の増、手数料では水道検査手数料で3年ごとの全項目検査の減などで27万7,000円の減などによるものであります。

目 3 総係費、予算額2,790万、前年比較414万9,000円の増であります。給料、手当、それから5ページになりますが、賞与引当金繰入額、法定福利費は職員2名分の人件費でありまして、詳細は9ページの給与費明細書をごらんください。その他の主なものとしましては、印刷製本費で9万1,000円の減、委託料、水道メーター点検業務委託料で22万円の増、水道施設の計画的な更新など施設管理のための水道アセットマネジメント策定委託業務で436万6,000円の増、それから昨年実施の水道経営戦略策定業務委託では464万4,000円の減、負担金では北海道自治体情報システム協議会負担金で、現在手書きで行っております水道料金の検針業務なのでありますが、今年度から検針システム機器でありますハンディーターミナルへ変更しまして検針を行うというようなことで、検針システム導入負担で295万円の増などによるものであります。

6 ページをごらんください。目 4 減価償却費、予算額5,925万円、前年度比較47万7,000円の減であります。建物減価償却費は配水池、量水器など、構築物減価償却費は主に配水管路が対象となっております、現金の伴わないものとなっております。

項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費は、予算額113万1,000円、前年度比較25万7,000円の減で、企業債利息25万7,000円の減が主なものであります。

目2消費税は、発生主義のため平成31年度に発生したものを計上するため、平成32年度還付となることから、前年度比較188万6,000円の減となります。

項3特別損失、目1その他特別損失は、企業会計移行の初年度に計上されるものでありますので、本年度は計上ありません。

目4予備費は、予算額10万円で、前年比較244万5,000円の減で、これは企業会計移行初年度の調整分の減が主な要因となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の説明をさせていただきます。この予算は第4条で資本的収支を定めておりまして、主に水道事業を継続して維持するための建設改良費を計上するものであります。

7ページをごらんください。収入になります。款1簡易水道事業資本的収入、項1一般会計補助金、目1一般会計補助金は、総務省基準内の一般会計からの公債費分の繰入金で、予算額599万2,000円、前年度比較5万8,000円の減であります。

項2負担金、目1負担金は、給水工事負担金で4万4,000円の増であります。

項3目1企業債は、南札内浄水場前処理装置設置工事に伴うものでありまして、簡易水道事業債、過疎対策事業債、それぞれ4,840万円を計上しております。

8ページをごらんください。支出になります。簡易水道事業資本的支出、款1簡易水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費、予算額9,967万7,000円、前年度比較9,713万9,000円の増となっております。主なものは、工事請負費で水道メーター取替工事で30万2,000円の増、負担金では中札内共同施設維持管理負担金として9,683万7,000円の増であります。この負担金につきましては、中札内村との共同施設であります南札内浄水場で最近台風の影響等で札内川ダム付近の土砂が流れやすくなっておりまして、濁度上昇、水の濁りが頻繁に起こることから、災害に強い施設づくり、安定した用水供給のための基盤整備として前処理装置を設置するものであります。事業概要は、別添の平成31年度簡易水道事業特別会計予算資料、1、建設事業調べ、こちらをご参照ください。

項2企業債償還金、目1企業債償還金は、予算額1,079万6,000円、前年度比較14万3,000円の増となっております。

項3投資、目1出資金は、予算額33万3,000円で、前年度比較37万2,000円の減であります。

なお、給与費明細書につきましては9ページから11ページに、それから公債費の状況につきましては12ページ、それと13ページからは企業会計に伴いまして作成しております財務諸表等を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 簡易水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 去年ですかね、十勝中部広域水道企業団から負担割合の変更というので

すか、持ち出し分というか、その変更というのを求められている部分もあると思うのですが、各町村いろんな回答が出てきているわけなのですけれども、更別村ではどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまの話ですけれども、十勝中部広域水道企業団ということで、構成町村は帯広市、音更町、幕別町、芽室町、池田町、中札内村、そして更別村というように構成されております。この団体につきましては、当然今村にも水道供給いただいております、その分の負担割合というようなことで、新聞とかに報道がされているのかなと思っております。これにつきましては、構成団体のほうから負担の割合を見直していただきたいというような申し入れがありまして、昨年来協議というような形になっております。ただ、実際協議の前段というか、入り口論の中で構成団体の中で考え方がなかなか一致しないものですから、今時点ではその分の協議についてはされていないような状況になります。

企業団運営するに当たっては、構成団体の話し合いの中でいろんな事業運営をしていくことになりますので、今後またそういうような申し出があれば、その中身によっては協議をしていく形になろうかと思うのですけれども、ただどうしても更別村の人口だとか給水の量からいきますとかなりパーセンテージが低い中であって、そういう見直しだとかとなってくると直接こちらの水道料とかにも影響が出てくるのが予想されるものですから、そこら辺の部分はしっかりと協議して進めていきたいなというふうに考えております。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 先ほどご説明いただきました中札内村南札内浄水場の処理場の新設に係るもので少し確認をさせてください。

今般の予算措置の中で、中札内村と更別村のこの新設に対しての負担割合というのはどのような形になっているのか、ちょっとご説明いただければというふうに思っています。

○議 長 答弁調整のため休憩を入れます。

午後 3 時 3 2 分 休憩

午後 3 時 3 3 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 済みません。資料がなかなか出なくて申しわけないです。

負担割合は、更別村が0.5471、中札内村が0.4529というようなことで、当初からこの負担割合で行っております。今回の前処理装置につきましては、その負担割合で負担するというようなことになっております。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 45. 何%と54.7%ということで更別村がちょっと負担増という形なのですけれども、つらつら今の負担金額見ますと更別村が今回の予算計上で9,684万円程度ということで、中札内村が、これ正規かどうかかわからないですけれども、2月の27日に、骨格予算といいますか、予算審議の中で出てきた浄水場の負担割合が5,669万という形で出ていたものですから、ちょっとその点が気になったものですから、割合も含めて単純に4割と5割と掛けたらそういう金額になるのかなと。トータル的には1億4,300万ぐらいになるのですけれども、その負担割合で54%としてもその金額にはならないのかなというふうな懸念がありましたものですから、その点わかる範囲で構いませんので、どういう協議の経過の中でこの金額になっているのかという部分も含めて、ちょっとご説明いただければありがたいと思います。

○議 長 答弁調整のため休憩を入れます。

午後 3時35分 休憩

午後 3時35分 再開

○議 長 休憩前に続き会議を開きます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 今の件ですけれども、こちら予算計上の際に出した資料によりまして、1億7,700万円が総事業費ということで聞いておりまして、それで先ほどの比率で計算して私方が計上しておりまして、それでいきますと中札内村さんは45.29となっていますので、8,000万ほどの金額になっているような資料で手元にあります。どのような予算の計上されているかは、ちょっと今確認が私のほうではとれないのですけれども、あくまで従来から決めております負担割合でそれぞれ予算計上させてもらっているということです。

○議 長 1番、安村さん。

○1 番安村議員 更別村のことは理解できるのですけれども、全体的な工事費がわからなかったという部分の質問になってしまって申しわけなかったのですけれども、基本的には十分中札内村との中で最終的な計画工事費等も含めて正規の分出していただければありがたいなと思っています。今の中では報道機関も含めて出ている数字と違うので、整合性が図れていないという部分ありますので、その点ちょっとお願いしたいなというふうに思っています。後ほどで構いませんので、もう一度中札内と協議して、全体的な正規の工事費の計画が1億7,220万であってという形になれば、これは理解できますので、相手方のほうが正式かどうかは別にして報道機関の中でもう数字出してしまっているものですから、その点の確認だけお願いして、後ほどで構いませんので、正規の計画数字を教えてくださいなと思います。

○議 長 今確認をさせますので、会期中でないと後ほどといっても不可能なので、休憩を入れますので、確認させます。

午後 3時38分 休憩

午後 3時46分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 大変申しわけありませんでした。

中札内村の予算が先ほどの案分でいきますと8,016万3,000円なのですが、その中の内訳としまして、中札内村さんの会計が特別会計と営農用水が一般会計で行っているというようなことなものですから、一般会計で5,669万9,000円と特別会計で2,346万4,000円ということで、8,016万3,000円ということで計上されているというようなことで確認をしております。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 わかりました。他村の話は避けたかったのですけれども、一応予定金額としては1億7,220万の計画で2村で負担するという形のものだということで理解させてもらいたいと思います。

なおかつ、ちょっと細かいのですけれども、それを単純に端数処理は別にしてこの負担割合の54.71%で割り返すと、確かに更別の今の9,684万の計上というのは正式にそのパーセントでしっかり出せば9,421万程度にしかならないと思うのですけれども、260万ぐらい多くなっているような形になろうかなと思うのですけれども、その他の費用も含めているのだという形であれば、そのご回答をお願いしたいというふうに思います。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 総事業費が1億7,700万円ということなものですから、私先ほど発音が悪かったか、申しわけなかったのですけれども、それでいきますとその比率で合うのかなということです。申しわけありません。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、平成31年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足の説明を求めます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、引き続きまして平成31年度更別村公共下水道事業特別会計予算書の補足説明をさせていただきます。

初めに、実施計画というように収益的収入及び支出から説明させていただきます。これは、同じく第3条で収益的収支を定めておりまして、下水道事業の経営活動に伴いまして発生する収益とそれに対応する費用を計上しております。3ページごらんください。

収入になります。款 1 下水道等事業収益、予算額 1 億 2,753 万 3,000 円、前年度比較 2,299 万 5,000 円の増であります。

項 1 営業収益、目 1 下水道使用料は、予算額 4,818 万 2,000 円、前年度比較 3 万 7,000 円の減であります。

項 2 営業外収益、予算額 7,935 万 1,000 円、前年度比較 2,303 万 2,000 円の増であります。

目 1 一般会計補助金は、前年度実施の経営戦略策定業務、こちらの終了によりまして 232 万 2,000 円の減、人件費分と管理費分として前年度は資本的収入の一般会計出資金で計上していたものを予算がえによりまして 2,606 万 4,000 円の増となっております。

目 2 長期前受金戻入は、過去に整備した下水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化する現金を伴わない収益ということで、前年度比較 61 万 4,000 円の減。

目 3 消費税及び地方消費税還付金は、平成 30 年度に発生したものを計上ということで、比較は 241 万 8,000 円の減となっております。

目 4 雑収益、前年同額となっております。

4 ページごらんください。支出になります。款 1 下水道等事業費用、項 1 営業費用、目 1 管渠費、予算額 114 万 8,000 円で、前年比較 1,000 円の減であります。

目 2 処理場費、予算額 6,494 万 2,000 円、前年度比較 125 万 4,000 円の増で、主なものとしましては消耗品は 2 年に 1 度の脱臭装置吸着剤購入などで 91 万 6,000 円の増、燃料費は 7 万 4,000 円の増、光熱水費は 48 万 9,000 円の増、通信運搬費は汚泥運搬料の単価増等で 27 万 3,000 円の増、委託料は 76 万 4,000 円の増で、主に浄化センター維持管理委託料、これは昨年 3 年契約の初年度の予算計上ということで入札により委託料が確定したことによりまして、(公共) 浄化センターで 106 万 8,000 円の減、(農集) 浄化センターで 20 万円の減、(個排) 維持管理費は設置個数の増で 30 万 6,000 円の増、それから保険料は前年度と同額、手数料につきましては 20 万 2,000 円の増でありまして、主に水質検査手数料が検査項目の増で 11 万 8,000 円となっております。汚泥処理手数料は単価の増で 16 万 3,000 円の増、(個排) 浄化槽法定点検手数料は設置個数の増で 6 万 2,000 円の増、昨年実施の非常用発電機負荷試験料は隔年実施のため 14 万 1,000 円の減となっております。修繕費は、(個排) 施設修繕で単価増で 6 万 5,000 円の増であります。

目 3 総係費、予算額 1,048 万円、前年比較 436 万 5,000 円の減であります。給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、こちらについては職員 1 名分の人件費でありまして、詳細は 10 ページの給与費明細書をごらんください。その他の主なものとしましては、6 ページ、委託料で昨年実施の下水道経営戦略策定業務委託料などで 462 万 7,000 円の減であります。

目 4 減価償却費、予算額 9,605 万 6,000 円、前年比較 35 万 3,000 円の増であります。建物減価償却費は浄化センター、構築物減価償却費は主に排水管路が対象となっております、現金の伴わないものであります。

項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費は、予算額 810 万円、前年度比較 48 万円の減であります。

項3特別損失、7ページになりますが、目1その他特別損失は、企業会計移行の初年度に計上されるものでありますので、本年度はありません。

目4予備費は、予算額10万円ということで前年度同額となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の説明となります。この予算は第4条で資本的収支を定めておりまして、主に下水道事業等を継続して維持するための建設改良費を計上するものであります。

8ページごらんください。収入になります。款1下水道事業等資本的収入、項1企業債、目1企業債は、前年度比較20万円の減でありまして、内訳としましては個別排水処理施設工事で260万円の増、昨年実施の曙団地公共ます設置工事終了で280万円の減となっております。

項2出資金、目1他会計出資金、前年比較2,741万2,000円の減の主な要因は、人件費分と管理費分2,765万円を収益的収入の一般会計補助金へ予算組み替えによるものであります。

項3目1負担金、こちらは件数の減によりまして前年度比較53万8,000円の減であります。

項4補助金、目1国庫補助金は、前年度比較480万円の減で、主な要因としましては公共下水道ストックマネジメント実施計画策定で20万円の増、昨年度実施の農集最適整備構想策定で500万円の減であります。

目2他会計補助金は、基準繰入金で前年度比較133万4,000円の減であります。

目3長期貸付金返済収入は、(個排)水洗便所改造等資金預託金元利収入の予算額40万円は前年同額となっております。

9ページをごらんください。支出になります。款1下水道事業等資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費等、予算額4,757万6,000円、前年度比較477万6,000円の減で、その主な要因としましては、委託料で653万3,000円の減で、ストックマネジメント実施計画委託で40万円の増、それと昨年実施の農集最適整備構想策定委託700万円の減、(個排)実施設計で9万7,000円の増、工事請負費で173万3,000円の増で、昨年実施の曙町公共ます設置工事で296万3,000円の減、(個排)設置工事費で465万8,000円の増などであります。

項2企業債償還金、目1企業債償還金の予算額は4,392万円で、前年比較97万円の増であります。

項3投資、目1長期貸付金は、予算額40万円で、前年比較同額となっております。

なお、給与費明細書については10ページから12ページ、13ページには債務負担行為に関する調書、それから公債費の状況については14ページ、15ページからは企業会計移行に伴いまして作成しております財務諸表等を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 公共下水道事業特別会計予算の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

各特別会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、以上で各特別会計予算の質疑を終了いたします。

議案第14号 平成31年度更別村一般会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第15号 平成31年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第16号 平成31年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第17号 平成31年度更別村介護保険事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第18号 平成31年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第19号 平成31年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、4時15分まで休憩いたします。

午後 4時03分 休憩

午後 4時15分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第3号

○議 長 日程第9、議案第3号 更別村債権管理条例制定の件を議題といたします。

議案第3号について委員長に審査報告を求めます。

太田総務厚生常任委員長。

○太田総務厚生常任委員長 第1回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について、3月13日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第3号 更別村債権管理基金条例制定の件は、村の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務処理について必要な事項を条例で定めるものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、審査の報告といたします。

○議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第3号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第3号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りをいたします。議案第3号に対する委員長報告は可決であります。

議案第3号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は可決をされました。

◎日程第10 議案第20号

○議 長 次に、日程第10、議案第20号 平成30年度更別村一般会計補正予算(第11号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第20号 平成30年度更別村一般会計補正予算(第11号)の件であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,491万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,112万8,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明申し上げます。8ページをお開きいただきたいというふうに思います。款3民生費で1億5,491万2,000円を追加し、補正後の予算額を7億8,016万5,000円とするものであります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金補助及び交付金で説明欄(1)、児童福祉施設整備補助事業で1億5,491万2,000円の増であります。節19負担金補助及び交付金、補助・交付金、児童福祉施設整備事業補助金として歳出するものであります。

続きまして、歳入へまいります。7ページをお開きください。款13国庫支出金で7,745万6,000円を追加し、補正後の予算額を3億6,793万9,000円とするものであります。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金で7,745万6,000円であります。節1総務費補助金で地方創生推進交付金で50万円、地方創生拠点整備交付金で7,695万6,000円であります。

続きまして、款17繰入金であります。265万6,000円を追加し、補正後の予算額を2億7,512万4,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で節1財政調整基金繰入金であります。これで265万6,000円を追加するものであります。

続きまして、款20村債で7,480万円を追加し、補正後の予算額5億3,305万5,000円とするものであります。

項1村債、目4一般補助施設整備等事業債で7,480万円であります。節1一般補助施設整備等事業債であります。地方創生拠点整備交付金事業で7,480万円の追加であります。

なお、一般会計補正予算(第11号)につきましては建設事業調べを資料として配付しておりますので、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

かねてより学童保育所の定員に見合う教室のご指摘、ご指導がされておりましたけれども、今回国の地方創生拠点整備交付金等有利な財源を確保しながら、児童の安全、安心、なおかつこれまでの狭い状況を一刻も早く解決するという段階におきまして、この時点で計上させていただきました。ご審議方をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

以上であります。

(何事か声あり)

○村 長 申しわけありません。

3ページであります。3ページ、第2表、繰越明許費でありますけれども、3民生費、児童福祉費で児童福祉施設整備補助事業ということで1億5,491万2,000円ということになります。

次のページですけれども、4ページにつきましては第3表として地方債の補正ということで、そこに記入されているとおりでありまして、限度額のところ、それと補正後の部分

ですけれども、ここの部分について7,480万、5億3,305万5,000円ということで補正をさせていただきますというふうに思います。

大変申しわけありませんでした。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 今回国の予算がついたということで、今まで課題となっていた学童の部分を増築するというようなことです。事業費に関しましては、民設民営という形をとりたいという説明もいただいています。その中で、議会としても所管事務調査、さらに一般質問等も含めまして学童の部分については何度かご指摘をさせていただいたところですが、その中で、こども園に移行する部分、さらにあいている公共施設を利用することなど、いろんな可能性があった中で今回増設のほうに踏み切ったということで、さまざまな課題がある中でどうしてもそれはできないと、現状ではちょっと難しいという判断で今回増設ということになったのですが、ここで増設するという形になった以上は、その辺のこども園の関係、さらにこれから子どもが少なくなっていく中で小学校やさまざまな公共施設の活用も含めて、その辺を一回精査しなければ先には進めないかなという部分がありますので、その辺の村側の考え方というか、今後の。もちろん増設することになれば、村の事業ですから委託料ということで経費がかかってくるわけですから、今後これを増設した後にさらにこども園をつくりますよとか、そういう形になってくればまた二重のこと、同じような事業が重なってくる部分も出てくるわけですから、この辺で一度区切りというか、そういう部分の村の方向性を一度示してほしいと思っているのですが、その辺はどうでしょう。

○議長 長 西山村長。

○村長 今高木議員さんご指摘ありましたとおり、この間認定こども園ということで設置をして、その部分でのスペースを使う、あるいは他の施設等も考えたわけですが、厳しい状況といえますか、1つは段階を追ってそれぞれの状況を鑑みながらやっていきたいということでありまして、その部分のところではいろいろと関係機関、法人も含めて、職員あるいは保護者等も含めていろいろな方で話し合いとか協議積み重ねてまいってきたわけでありまして、現段階としてはそういう状況が早急に厳しいという状況もありまして、3年前にご指摘を受けました学童保育所の教室を支援室を間借りしてスペースを確保しているという状況の中で、どうしてもその部分を先に解決をするということが必要であろうということで考えて、そういうふうになってきたわけでありまして。

もう一つは、公共施設等の関連、あるいはこども園関係です。就学前教育の部分につきましては、10月に消費税導入がありまして、3歳から5歳の無償化、あるいは全体的な方向からいえば、年長児の義務教育化という方向も国のほうから若干提示をされているところでもあります。その部分も含めまして、村としても放課後、あるいは就学前の保育、教育についてはもちろんですけれども、放課後の児童の居場所等々についてはしっかりと今回

の増設も踏まえながら、教育委員会、あるいは子育て応援課、あるいは関係する課でしっかりと協議をして、また委託をする団体等とも協議を重ねながら、しっかりとした子育て支援の拠点づくりという形で行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 その辺については、いろいろと厳しい部分があるということです。本来であれば今の建物、幼稚園、保育園のあの場所で、幼稚園の子どもたちが減ってきている中、本当は幼稚園の施設を使えば一番これが予算のかからない部分でいけると。ただ、小さな子どもと小学生とが交わる部分があるというようないろんな課題もあるにせよ、もしかしたら方向は強制的に強行すればできないことはなかったのかなという部分も思います。そういう部分では、幼稚園の部分は公設、保育園のほうは民設というような、そして補助対象の省庁も違うという中で、その辺をクリアするのはやっぱり相当難しいのだろうなという部分はある程度は理解はしているのですが、一応幼稚園は村の施設ですから、村側の意向という部分も強く通せば、その辺の活用ももしかしたらできたのかなという部分ではちょっと残念かなという部分も思っています。

そういう部分で、この後学童保育所を増築するという部分で法人のほうに委託をしていくわけですが、今回の予算については地方創生ということで学童以外の事業という部分も含まれる施設になってきますので、村がどうかかわっていくのかということが大きな課題に多分なってくると思うのです。それを全て法人側に任せてしまって、地方創生のもう一つの事業のほうはうまくいくのかどうかということも出てきます。そういう部分で、子ども応援課も含めた法人との協議、連携という部分を強化しなければ、多分この増築をした学童保育所はうまく運営をしていけないという部分がどうしても見え隠れしてくる部分がありますので、やるからにはそういう部分の調整箇所、村のかかわり方、こういう部分をきっちりともう一度精査し直さなければ、建物はできたけれども、うまくいかないということになりかねないので、この辺は十分注意していただきたいと思います。そういう部分では、また法人側の経営計画、事業計画、この精査についてもしっかりとしなければ、できました、広くなりましたというだけでは今度法人のほうの事業自体が苦しくなっていくこともありますので、法人側の希望もあった中で建てるわけですから、法人側もしっかりとした計画を提出していただかなければ困るという部分がありますので、その点について若干説明があればお願いいたします。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今高木議員がおっしゃいましたのは、ごもっともなことでございます。当然今までもここに至るまでにつきましてはさまざまな保育所さんとの協議も重ねてきたところもありますし、現状も状況とか等も話してきた経過がございます。今おっしゃったとおり、当然学童の部分だけではなくてほかの関係、施設等も含めまして、今おっしゃったところを十分、この部分と含めましてほかのところとの連携だとか、内容を精査すると

いうのはごもっともなことでございますので、今後につきましてはそれらを十分配慮しながら、適切に法人側とも話をし、関係機関とも調整しながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 4 番、織田さん。

○4 番織田議員 今コンサルをかけている C C R C との絡みなのですけれども、C C R C で児童放課後等デイサービスということが今考えられていると思うのですけれども、ここでまた学童保育を行うということはひょっとしたら二重になるのではないかなという嫌いもあるわけなのです。恐らく限られた数の児童を2つに分けるとかとなると、確かに幼稚園と保育園と似たような現象になり得るので、C C R C の計画というか、議題にのっております放課後等デイサービスと学童保育をどのように線引きしていくのか、分けていくのか、その辺をお願いいたします。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 C C R C とのすみ分けということのお話でございますけれども、今までの検討の中で私たちも C C R C のほうにも入りながら進めてきているところでございます。その中で、主に C C R C のほうにつきましては、特に障害だとか持たれた方をどちらかといいますと、今のその場所のこともあるのですが、働く場所といいますか、それなりの年齢に達してきますとどうしてもその居場所というよりもそこで活動する場面が必要になってくるかなと、そういうようなところから、障害関係につきましても今のようなところの中でいろんな状態といいますか、C C R C が行っていく今の状況と学童のほうで行う部分につきましては、完全にすみ分けといいますか、こちらのほうとしては対応可能だというふうには考えてございます。

○議 長 4 番、織田さん。

○4 番織田議員 今は学童ですので、大きくなってからのことは言われたくないのですけれども、まず学童ということ考えた上で、今現に学童保育でも障害というか、そういう方も恐らく受け入れていると思うのです。そして、それも一つの、保育士さんですか、そういう人を雇うときの条件になってきているような気もいたしますので、その辺を明確にしておかないと、こっちだ、あっちだということになると大変複雑な要素が出てきますので、学童保育はこっちでやるのだと、C C R C には悪いのですけれども、きちっとそこは明確にしておかないと混乱する原因になろうかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今おっしゃるとおり、そのようなものも検討といいますか、今織田議員が言ったところは当然考えられるところも出てこようかと思いますので、関係課とも十分その辺も整合性をとりながら対応してまいりたいなと思います。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今課長のほうからも話ありましたけれども、学童保育は今までどおり学童保

育の保育内容に従って、カリキュラムに従ってやっていただくということで、現状の場所でやっていただくということでもあります。CCRCについては、それぞれ放課後デイの方のいろんなご要望等もありますけれども、そこについては療育手帳あるいは療育等々、そういう形で学童保育とは違った形での放課後の療育とか、そういうものを分担するという形で出てきていると思いますので、その辺CCRCの中で協議を今重ねている状況でありますので、学童保育については今特別支援の子も来ていますので、その部分については重複というよりも、その中でやっていただくということで、あといろんな細かいところの中では、すみ分けということはないですけれども、役割分担はしっかりしていかなければいけないというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 まず、CCRCのすみ分けのことについてなのですけれども、CCRCってごちゃまぜでしたよね。学童のスペースや地域交流スペースというものもあって、いろんな段階でお金がある程度助成がつくようないい話が出てきて、その中で果たして本当にこの学童を通したときにCCRCって必要なのかなって僕も正直思います。それは、確かに学童に通う子とCCRCでもしかあそこに出てきたときに放課後デイのところに関しては違うのかもしれないのですけれども、村全体の構想でごちゃまぜと言っておいて、ここでは地域交流スペースもあって、子どもも受け入れる、小学生受け入れることもできて、もしここにCCRCがなければ、ここの学童でCCRCで考えていたことがある程度ここにも入れられるのかなという私は考えがあるのですけれども、まずそのことについて回答いただきたいというのが1つ。

もう一つは、この施設、民設民営になったときに、ゼロ歳から12歳まで預かることになると。そういったときの安全性というものは必ずしもこの図面を見た中では確保できてはいないかなと思うのですけれども、安全性を確保するためにこの図面をどれぐらい変えられるのか、ここの安全性の面をこれから、ある程度の図面はできていますけれども、ここを変えていって安全性を必ず確保することができるような図面になるのかということが2つ目の質問。

3つ目の質問なのですけれども、私このお金がある程度の補助がつきますというところから、きょうまで結構悩みました。その中で、私今まで一般質問とか、ほかの議員さんとかからも一般質問で学童のあり方、手狭だということは指摘されていて、もちろん行政内でも検討されていたと思うのですけれども、僕なりにもしかお金がつかなかったら学童のあり方はどうしたらいいのだろうということを考えていました。僕は、学童は1年生から6年生までで手狭なら、それは3年生ぐらいまでにして、4、5、6年生は教育委員会や今後コミュニティ・スクールというところでもっともっと発展して子どもが見れたらいいなと思っていました。それが少年団活動に対してももっともっと活性化できるものだと思っていたし、高齢者の居場所とか、そういったことを考えても、若い人たちがもうちょっ

と、学童の中の狭い範囲でいないで外に出て自分たちで行動すれば、高齢者の憩いの場になったり、憩いの場というか、子どもたちと高齢者が交わって憩いの場となるような場所を村がつくっていったり、そういったところからまちに子どもが歩いていたり、そういう施設を通してにぎわいが出るのが更別村の理想かなと僕は正直に考えていたのですけれども、いろんな検討結果の中、ここでいい助成が出ましたよね。それは本当に事実で、この助成に対して僕の中での考えはあるものの、助成に対してもかなり有効だなと思う気持ちが正直にあります。それまでのプロセス、過程と結果、結局は結果ということにつながってくると思うのですけれども、更別村は今までの過程と今後の結果というものをどのように見ているかということも説明していただけたらと思います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問いただいた1点目のC C R Cとの関係ですけれども、もともとC C R Cを始めるきっかけとなっている部分がリラクタウン構想の課題の処理といいますか、課題の解決のために進めていきたいというところがあったかと思います。それについては、ご承知のように障害者の方の働く場であったり、住まいの場というものの確保というところからの検討を進めてきたところでございます。それについて一定の基本構想ということでは考え方がまとまってきたというような中で、今後具体的にさらに詰めていくという段階でございまして、その点ご理解をいただければなというふうに考えております。

また、今回学童の増築に関しましては地域交流スペースがあるということで、太田議員ご指摘のとおり、その中で子供たち以外の活用等、地域の方との交流ですとか、いろんなことが考えられるわけでございます。村全体でC C R Cを進めていくというような考え方の中で、こちらの施設の新たに増築する予定の部分の活動の一つとは今後関連を持たせて何かしら活用していけるのかといった部分で、そちらについては検討してまいりたいなということで考えております。まずは、今基本構想まとめたC C R Cについては保健、医療、福祉ゾーン、リラクタウン構想の部分の拠点にということで、そちらのほうを中心に考えてまいりたいなというふうに考えております。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 安全性の確保でございますが、学童ができたときには、そこにただ子どもたちが居場所としているだけでなくして、これからの協議にもなりますけれども、そこに当然職員等も配置をしながら対処していかないといけないというものと考えてございます。そちらにつきましても今後に向けても十分、先ほどのお話もあったように法人側とも関係機関とも十分調整を図ってそういう対処をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今C C R Cのほうについては佐藤課長、安全性と、また図面等です。全体の中でどのぐらい、全員協議会でもお話をしましたけれども、20%の範囲内で変更等々ということはあると思いますが、内閣府との関係で協議をしなければいけないというふう

に思いますので、その点はまた協議して進めていきたいというふうに思います。安全性の確保についてはしっかりとらなければいけませんし、図面上も、それと人的配置等々含めまして、その辺は法人と協議をしていかなければいけないというふうに思います。

憩いの場所等、本当にいろんな場所があるわけです。子どもたちがいろんな場所で活動しているということもありますけれども、学童保育が本来持っている目的といいますか、働いているご家庭とか、そういうようなご家庭で放課後の安全が確保できないというか、不安がある児童の皆さんについては6年生までということで制度改正ということになっております。その中で、現学童保育でも6年生まで見ているということでもありますので、今後スペースが広がったところでその部分を担っていただければというふうに思っておりますし、交流施設等、これについては、ごちゃまぜというのはC C R Cの部分で今説明ありましたが、全体としてというところがありますし、私は子育てゾーンというような形で学校、保育園、それと幼稚園、学童、小学校とか施設がその中に入っておりますので、そういう形で考えていきたいなというようなことを考えています。

あと、過程と結果ということでもありますけれども、この間指摘を受けましてからいろんなさまざまな形で、先ほど高木議員さんのご指摘もありましたが、いろんな方策をいろいろと手を打ってきたといいますか、関係機関に働きかけたり、何とかしてできないものだろうかということで行ってきました。一番最初にご答弁申し上げましたとおり、状況はしっかりとやっていかなければならない部分はありますし、それぞれのご要望もありますし、そういうところもしっかり受けながらやっていかなければいけないということで、結果として増築ということになりましたけれども、財源が年末に補正予算ということでついたということもありますし、今まで正直申し上げれば八方塞がりの状態で、何とかこのところを改善したいというところで内閣府に相談をしに行ったところ、そういうところでこれについては採択をされたということでもあります。過程と結果、それと先の方向、ビジョンも考えながら、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長 村長、20%、太田議員から変更が可能ですから聞かれていますので、それは可能か、不可能か。

ここで答弁調整のため休憩をします。

午後 4時48分 休憩

午後 4時49分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議 長 ここでお諮りをいたします。

この際、議事の都合により本日の会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

◎日程第10 議案第20号(続行)

○議 長 ここで答弁調整のために休憩を入れます。

午後 4時49分 休憩

午後 4時51分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 申しわけございません。

変更につきましては、プラスマイナスの20%以上ですといろいろ提出等も必要になってきますが、20%未満でありますとこれはそういう提出が必要ありませんので、軽微な変更ということで対応を図ってございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 前議員との関連というか、重複するところもあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

今般の学童の関係の一般質問も含めて、議員のほうからの指摘事項も含めてということで、今改善対策ということでご提案ございますけれども、基本的には子どもの居場所づくりということが大原則であるというふうに捉えています。いろんな面で改善できる部分ということのご提案でございますけれども、基本的には今の学童、学童に入るのに無償ではありませんので、それだけの応益の負担をいただくという形になりますので、父兄としてはその選択肢の中でどう判断するかという部分は、多少の課題というよりも、そういう問題はあるのでしょうかけれども、私が心配しているのは、基本的に今子どもたちの居場所づくりだいいながら、学童が全てでなくて、子どもの居場所づくりの安全性も含めてどう村として仕組みをつくっていくのかという部分がまず僕は原則にあると思っています。

その中で、この学童が改善されて、ある程度の父兄の要望も含めて対応できるという前提になるならば、なおかつ子どもの居場所という部分では多岐にわたっているというか、失礼な言い方だけれども、福祉センターで本を読んで勉強している方もいらっしゃるし、図書館にいる方もいらっしゃる。そして、昨年度教育委員会からの提案がございました。改善センターの2階を改造して、居場所づくりもやりますという形でございますよね。そ

れらが僕としては、一括して教育委員会も含めて、子育て応援課も含めてどういうふうな形の精査をしてきているのかというのがなかなか見えない。ただ今回の学童の関係のオーバーフローしている部分の対応にしかどうも見えないような気がして、僕は子育ての全体、子どもを見守るという全体の発想がどこにあるのかなという疑問が1つありますので、そこら辺の考え方についてとりあえず見解について求めたいと思います。

それと、これに伴い、収支の関係多分厳しくなってくる部分があると思うのですけれども、村の持ち出しという課題も多分出てくると思います。村独自で委託するわけですから、負担増も当然出てくる可能性もあるという形もあります。ですから、これから子どもを見守るという段階の中で、しつこいようですけれども、少子化になっている中で全体の子どもをどう見守っていくのかという部分の前提がなければ、いろんな意見が出てくる可能性もあるし、どういうふうにしていくのかという課題もあります。有償だということもありますので、有償では入れない子どもたちはどうするかという課題も当然出てきますので、それらも含めて、しつこいようですけれども、どのような経過になっているのか。

そして、今小学校の1年生から6年生の話ししていますけれども、その中では義務教育化されている中学生の居場所づくりだって、子どもとしての居場所づくりだって当然必要になってくるはずです。それらの全体の中でもし協議がなされていたのであれば、その内容等についてもご説明いただければありがたいなというふうに思っています。

○議 長 どちらかといえば教育委員会の問題ですよ、この質問。

萩原教育長。

○教 育 長 本件について教育委員会も子どもの居場所づくりということから始まって、いろいろ協議は進めてきております。今現在例えばトレーニングセンターの2階でこれまで使われておりましたトレーニング室、そこを改修して幼児の居場所づくりということで整備を進めさせていただきまして、今年度完成したところでもあります。あわせて、放課後、要するに家に行くしかない子どもたちが改善センターで過ごせるような、そういうスペースづくりも進めてきております。そういう部分の子どもの居場所づくりにかかわる確保について子育て応援課とも協議は進めてきているところであります。

今回学童については、その狭さが非常に問題になっているということで、教育委員会としてもその辺どうにかならないのかという部分はあるのですけれども、ただ学童という範囲になりますと改善センターはそれを受け入れる施設がないものですから、今ある教育委員会の改善センターにつきましては、あいている施設は自由に子どもたち使っても構わないのですけれども、どうしても限られたといいますか、予定で使われる部屋があるとそこは使えないということになりますので、そういう意味で今回計画されます学童の建てかえといいますか、新築の部分につきましては、そういう部分があれば教育委員会としてはある意味学童の子どもたちを受け入れる部分、きちんとした形で受け入れられる施設ができるのではないかと考えております。

いずれにしましても、教育委員会も一緒になって子どもたちの居場所づくりについては

これまでいろいろ検討してきているところであります。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 居場所づくりということでありますけれども、子どもの居場所は今教育長言われたように改善センター、あるいは福祉センター活用している子もいますし、いろんなところを活用していると思います。ただ、学童保育については学童保育の目的があるわけです。その目的に従って、カリキュラムに従って放課後の児童を教育というか、そういう形で保育しているわけです。したがって、居場所という部分も含めて考えますと、その部分は役割が一定違ったものもそこには内包されているというふうに考えるのが適切ではないかというふうに思います。

居場所というのですか、本当に行き場所がなくて、いろんな場所で、学童行きたくても行けないというような状況の子もいますし、おやつの時間にそこ入っていけないというような子もいます。そういう子が寄れる場所というのですか、そういうものは必要ですし、そこはいろんな形でいろんな場所を活用してもらってもいいですけども、学童保育に関してはそういうところでしっかり安全性を確保した上で、あるいはまた今新たにいろんなお話をしているわけですけども、登録等をしてもらって、これは協議によりますけれども、少年団の子が着がえに来れるとか、あるいはおやつの面とか、あるいは登録すれば放課後スクールバスにも乗車できるというようなことも視野に含めながら、そういうことで教育委員会、それと子育て応援課、あと保健福祉課も含めまして協議をして、中身をしっかりとしたものをつくっていかねばいけいかなというふうなことを考えています。

以上であります。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 私が危惧しているのは、今ご回答いただいたように教育委員会は教育委員会として子どもの居場所づくり、どう確保していくかという部分でご検討いただいているという形ですけども、確かに学童との根本的な違いはあります。それはわかっていて聞いているのですから。学童保育ですから、保育という一つのルールの中で動かなければならないというのはわかりますけれども、片や保育の関係で父兄の負担も含めて、村の支出も含めてということで委託して運営するわけですから、それはそれとして必要な部分は説明の中では理解できます。

ただ、子どもが全体的に行く中で分散されているという部分、保育所に入れない子もいるという部分が今後課題になってくると思うのです。学童保育所という部分の一つのスペースを今つくりましたといいながら、将来的に3年後、5年後、8年後の話をしたときに、今のスペース、全体的なスペースを十分確保できるわけですから、児童がその部分を利用するだけの人数も含めてどうなのかという課題は絶対残ると思うのです。その中で、イロハでないけれども、色を分けて実施するという形になってしまうと、こっちでは村の支援も含めて手厚い保護をしてあげている。片方は、子どもの居場所づくりで、貧富だとか

んとかは言いません。ただ、行けない子、いつも本を読みたい子もいらっしゃるから、それはそれとして評価できるのですけれども、そういうものは多面的にどこどこでなくて、それはそれなりにまとめていかないと、学童というのはわかるけれども、子どもの全体を見守っていく、将来ある子どもたちにどういうふうに今の状況を改善してあげるかという部分考えれば、そういう一連の協議というのは僕は必要ではないかなというふうに感じているわけで、決して保育所ありきで全体網羅できているというふうには捉えませんが、その精査というか、整合性図りながら進めていくのが今回の基本的な提案になってくる。その根本を前提とした中で、これも必要なのだという提案であっていただきたいと僕は思っているし、そういう前提での発想で村民の子どもたちを抱えている家庭の負託に応えるのが僕は本筋ではないかなというふうに思っていますけれども、その点の統一性というか、統一性ではなくてある程度の方針を示していただきたいという願いも含めて質問をさせていただきました。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんの指摘ですけれども、本当にそういうふうにしなればいけないと思います。そのとおりだと思います。だから、居場所等々を今いろんな形で、とりあえずというのですか、増築によって安全性、あるいはそういうスペースが確保できる。それも有利な財源でできるということは、これは一つの大きなチャンスでありますし、それは機を見計らってやるということも大事ですけれども、根本は、根源は安村議員さんおっしゃったとおりです。その辺の部分の居場所づくりとか、基本的には総合計画の中で子どもの健全育成とか、いろんな部分で放課後児童の育成プランとか、国のそういうプランに従っているいろいろな構築をしておりますけれども、具体的にこの部分今回増築したことによってより一層充実するようなものにしていかなければなりませんし、その協議はやっぱりしっかりやっていかなければいけないかなというように思っています。

以上であります。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 単純なことで申しわけありません。建設事業調べの中で1億5,491万2,000円が総額だということで、財源の内訳をちょっとお聞きしたいなと思っています。

まず、国の今回の交付金の中では半分の7,745万6,000円、そして地方債、これはここの備考欄に書いてありますけれども、一般補助施設等整備事業債というものがあって、これは50%確保されているのかなと思っているのですけれども、そうやって考えていくと、なぜここに一般財源の265万6,000円が出てくるのかなという素朴な疑問なのですけれども、どんなものがこの交付金の対象外、補助金の対象外になっているのかなという部分が1つあります。

それと、これは民設民営ということで、補助金で賄うということになると思うのです。そうすると、相手側、受ける側にしてみたら、要するに民設のほうです。備品も全てこの金額の中に入っているのかどうなのか。そして、入札後仮にそれが下回ったり、それから

多くなってしまったときにどのようなことを考えているのか、その辺ちょっと聞きたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 建設事業調べにございます一般財源の部分でございますが、まず地方債なのですけれども、総事業費から国庫補助金7,745万6,000円控除しまして、起債対象外の経費がございます。これ備品購入費なのですが、この部分を差し引いた額が起債対象の事業費ということになります。地方債の充当率は100%としておりますので、起債対象外となりました備品購入費、この部分が一般財源で賄われると、そういうことになります。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 そしたら、町債の7,480万、こうやってあるのですけれども、要するにこのうちの2分の1が国庫補助対象になると。そして、あとの残りの部分についてはどのようなというか、要するに何か国が予定している補助金制度があるのかどうなのかです。簡単に言えば、特別交付税があるだとか、普通交付税があるだとかという、そういう意味です。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 交付税措置の件につきましては、こちらの地方債7,480万円の元利償還金について後年度において50%が交付税措置されるということとされております。

以上でございます。

○議 長 答弁調整のため休憩をとります。

午後 5時10分 休憩

午後 5時17分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

末田総務課長。

○総務課長 繰り返しになりまして大変申しわけございませんが、こちらの地方債の元利償還金は後年度50%交付税措置されます。残りの元利償還金の50%につきましては、特に財政措置があるわけではございません。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 かなりいろんな形で質問されていますから、ちょっと重複するかもしれませんが、まず、質問なのですが、今回の突然の説明で予算措置されると、本当にこれについては私もいささか問題があるというふうに認識して、ちょっと厳しい質問になるかと思っておりますけれども、お許しいただきたいと思っております。

そこで、行政として、学童保育の要望があるので、全員を受け入れたら狭隘で危険であ

るということと定員を超えた受け入れをしたことと、どちらの問題とまず認識していますか、ここをお聞かせください。

それと、平成29年3月9日に設置条例の中で村長いろいろな答弁してございます。幼保一元に向けては私の方針ですと、これは重たく私は受けとめています。幾つか課題があるということなのですけれども、難しいからこそやるというところが、これが西山村長の真骨頂だと私は期待していましたし、そのための子育て応援課であったと思います。これを乗り越えられなかった原因というのは、もう少し詳しくといいますか、丁寧に説明をいただきたいのです。それと、一度も認定こども園等について、幼保一元化ですからいろんな方法があるかと思いますが、ここの提案というのは一つも私は認識していないのです。説明がないのです。ないまま、難しい課題であるということで整理されていたということがありますので、ここは2点目の質問とさせていただきます。

あと、ちょっと長々になりますけれども、昭和59年、平成2年、小学校の統廃合が行われました。ここのときの子どもたちの減少は、昭和55年に325人、平成2年に293人、現在は160程度ですか、そういうふうに移っています。これもまた重複しますけれども、やはり職員のやるべき仕事はここだと思うのです。幼保一元でないのですけれども、方針があれば、その方針に向かって形にしていく、それを超えていくという作業が、申しわけないけれども、言葉がただ難しい、こういう状況だ、意見の聴取はあったと言うけれども、整理のされ方がまずいなと私は思っています。

3点目になりますけれども、移住者をふやす施設をさらに検討しているということでのような施設というふうになってございますけれども、移住者をふやすというのはかなり難しい課題であるということは皆さん承知しているのです。それでありながら、またさらにこういう言葉を使われながらということは、私は思考停止していると思っています。というのは、ここに移住者をふやすという要因がどこにあるのか。それがないまま期待するだけでは、これ企画課は本当に苦労してやっていると思うのです。でも、なかなか伸びていません。もし何か違うところでこういうことを考えているならばお示しいただきたいし、ないのであれば、これでとめる言葉はもうやめたほうが僕はいいと思うのです。これは思考停止していますから。ということは、検討するということについてやっていてもふえていないという現状なのです。この辺について。

3点ほどですが、よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 狹隘が先か、それについての狹隘の現状という状況がありましたよね、1番目のところで。そこに入れていたということ自体、学童の中で狭い中でというようなところがあったのですけれども、3年前のご指摘のとおり、それは一刻も早く解決しなければいけない。ただその一心でありますから、何とかそのスペースを。だから、そういう状況の中でそこは改善しなければいけないということで、当時からきちんとスペースを確保するなり、支援室を間借りしているわけですが、そういった方策はしっかりとってこ

なければいけなかったのだというふうには非常に反省をしています。

幼保一元化の問題でいろんな部分で乗り越えられなかった。それは、村瀬さんのおっしゃるとおりであります。そこは、何も努力してこなかったわけではないというふうには考えていただきたいのですけれども、いろんな形でカリキュラムの幼稚園指導要領とか保育指針が変わったものですから、その部分で統一したカリキュラムを作成する、あるいは保育園の保育士は幼稚園教諭の免許取ってもらうと、幼稚園教諭は保育園の保育士の資格を取ってもらうということで、ほぼ100%達成という状況になっております。その部分をどちらになってもできるような状況をつくるということで、そこも努力をしてみいました。

あと、スペースの確保のところで保護者のご意見もありますし、本当に当事者というのですか、保育内容はそれぞれ特徴がありますので、そこを融合させるというふうにしても、いろんなところが簡単にはそういうふうには、無理やりという形ではこれは不可能だというふうには、歴史もありますし、いろんな考え方もありますし、そこはやっぱり尊重して大切にしていかなければいけないというふうには思いました。ある程度選択制もあるということで、その辺のところもしっかり考えてこられなかった。そこが逆算をして計画を立てるのであれば、いつの実現に向かってどういう段階で進めていくのかということをしかり年次的にやっていかなければいけなかったと思います。例えば一元化とか、そういうような部分で。今途上でありますけれども、その部分をしっかりと総括しながら、消費税導入されて無償化というところがきます。いろんな形で就学前教育がどんどん変化をしていきますので、そこに対応した施策をしていかなければいけないというふうなことを考えています。

移住者ですけれども、学童の子どもたちは小学校の生徒の半数来ています。半数以上といますか、50%。そういう要望はあると思っていますし、ニーズもあると思っています。そうではない子どもたちもそういうふうには、居場所ということではなくて、そういうふうなところで立ち寄ったり、いろんなところで活動したいという思いもあると思います。子どもが減ったから、移住政策とかいろんな部分で今いろんなことで考えて実際に方策を打っていますけれども、なかなか移住者ががっとふえたりというふうな形には、正直おっしゃるとおりですよ、ご指摘どおりになっていませんけれども、そこは次回の選ばれたリーダーの方が考えることだと思いますけれども、分譲地とか、いろんな子育て環境をより充実して、そういうお子さんたちがたくさんここで、本当に子育てがしやすい環境をつくっていくということも、それも含めて、移住者も含めてそういうことを1つずつやっていかないとこれは本当に実現しないかなというふうなことを思います。そういう点で、子どもの放課後の安全とか、そういうニーズに応えた部分でしっかりと今回のことも含めて取り組んでいくというのはご指摘のとおりだというふうに思います。

以上であります。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 先ほどの最初の質問で、行政としてどちらが責任として問題としている

かということは、これ明確に言ってください。そうしないと、行政がどちらに向いていくかということについて非常に方向を僕は見失うと思っています。それは、次の質問に足してください。

(何事か声あり)

○6 番村瀬議員 受け入れたことによって狭隘で危険だから、やらなければならないということが問題なのか、定員があるのにそれ以上受け入れたということに問題あるか。これは行政的な物の考え方のスタートですよ、僕が言いたいのは。ここを誤ってしまうと、いろんな方が質問していますけれども、村の子育てについてどう考えているのですか、どんな方策があるのですかとか、これ全ていきますから、そののところが先に答えていただいて。

それで、子育て応援課ができましたから、子育てどうするのだということもありまして、子育て応援課をつくったのですから、更別村ならではの子育て、これを希求して、総合的なサービスを提供するのだという大きな目標があると思うのです。それで、いろんなことがあるのだけれども、結局横の連携をしっかりとやるということであって、できていないという実態だと私は思います。先ほどのコミュニティ・スクールの話も教育長おっしゃいましたけれども、やっていますと言っているけれども、僕はやっていないと思っているのです。言葉のつくりではなくて、実際にトータルで子どもたちをどうするかということは、こんな小さな村で、村長よく言っているのではないですか、何々ちゃん、何々ちゃんって顔見えると言っているのです。東京の話ししているのではなくて、僕はそんなに難しくないと思うのだけれども。そんなことがあるものだから、子育て応援課を設置して一体何が変わったのでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 子育て応援課の話になりますと、先に1番目の点です。定員を超えて受け入れたということですが、それは私としてはそれだけの要望があるということで、そのために支援スペースを学童のスペースに振りかえたのだというふうに思いますから、ニーズ、要望に応えるためにそういうふうにしてきたというふうに思いますし、また議会の中にも、この間全員協議会の中でありましたけれども、4年から6年生ですか、その部分の話し合いもあったのではないかなというようなことを考えています。私は、ニーズがあれば受け入れるべきですし、そういう諸条件は整えるべくしっかりとやっていかなければいけないというふうに思っております。

2つ目の子育て応援課で何が変わったのかということですが、4年間見ていただければわかるのではないのでしょうか。子育て支援の医療、福祉、教育の面で、細かいところは言いませんけれども、保育料、授業料、その多子世帯の支援とか、ネウボラではありませんけれども、妊娠期から、そして就学に至るまでの切れ目のないところ、あるいは今の相談関係もそうですけれども、私は私が理想とする子育て応援課によって子育て支援がしっかりと定着しつつ、そして保護者の方からも一定そういう形で子育てのしやすい村

であるという評価をいただいているというふうに考えております。

いろんな部分で横展開もあるわけですし、そこはまだまだ、子育て応援課と教育委員会だけではなくて、この間も答弁させてもらいましたけれども、いろんな部分で本当に単独の課でできるかといったら、そこはできないですよ、今課題が全部横に展開しているとか。だから、そこは本当にきちんと、私もそうですけれども、職員もそういうところで連携をとり合うとか、そういう姿勢を示して、具体的にどういう形でやっていくかということを示しながらやっていかなければいけないし、具体的に今ＣＣＲＣだったら全ての関連する課長入っていますけれども、そこをまた課に持って帰って協議をしてきたり、そこで集まったり、内部だけの会議も行っておりますし、その横の連携をしっかりとなないと前には行かないですよということには本当にごもっともだというふうに思っております。そういうことは必要だというふうに考えております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 3つ目の質問なので、どちらが行政として問題かということは答えていただいていません。ここは、本当に僕は大事だと思っています。だから、受け入れたということの前に、あふれた子どもたちをどうするかということがまさに連携だったと。後手できたから、村長本当に苦労したのは僕はよくわかります。だけれども、庁内の課のあり方というのをもう一回、誰かがトップ、きちっとして、連携するにはやっぱり束ねる人が僕は必要だと思います。

そんなことをちょっと期待して、ここで百歩譲ってということにはなりませんけれども、村が定員を受け入れたと、これがいつから拡張するとか、やろうという考え方に立ってきたのかなと私は素朴に思っているのです。それと、法人がこういう状況ですから施設拡充したいのですと、こういうことがあったのか。もしくは、担当課がこれはもう受け入れてしまったからしょうがないと、単費でもいいからやらなければならぬというようなことで、そういうことも含めて積算等も含めてされたのか。建設事業調べ見ても、先ほど上田議員言ったように、交付税の半分、これ村負担だと私は思っています。そうすると、4,000万程度はやっぱり村の負担になっていますから、必ずしも少額ではないというふうに私は認識しております。僕は、この交付金、補助金のあり方については非常に疑問を持っていますし、交付金が結局は使い勝手が悪い、国の押しつけが強いということも、これは新聞にも出ていました。そのことが村の足かせになっていくようなことにならないためにも、どうしてここにいく前に純粋に狹隘で危険だという、そのリスクを回避するための建設含めて、改修も含めてですよ、検討されなかったのかと素朴に疑問に思うのですけれども、この2点についてよろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 定員がオーバーしているというところで、いろんな支援室とか検討もしましたけれども、実際には渡り廊下のところから増築をする、あるいは今の学童保育所のところから増築するという形で図面も描きましたし、そういうような形でどうしたらできるか、

補助金がどういふ補助金があつて、どのぐらゐでできるのかといふやうな話もありましたし、その部分はお指摘をされてから実際にはさういふやうな形で取り組んできました。だから、本当に増築をしなければいけないといふのは、狹隘の状況はもう放置は許されないよといふやうな委員会のお指摘をいただいてから、そこには着手をして、いろんない形で検討してきたわけではあります。

しかしながら、本当に十分にできるやうな状況といふのが整わなかつたといふのが、他の施設の利用も含めてさういふやうな状況がありました。連携をしっかりとすることもありますし、増築についてはさういふやうな形でいろんない手法でやってきたといふことはご理解していただければといふやうに思ひます。実際に図面も描いて、予算も出して、そしてこれでいけるかといふやうなことで、財政状況とかいろんないことを考えましたが、それでも、それでは不十分であるといふやうな状況がありました。全体として村がさういふやうな形で、今村瀬さんお指摘ありましたけれども、さういふやうな状況だから、これは解消しなければいけないといふことで取り組んだことでもありますし、それについては一貫して進んできたわけでありまふ。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございせんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ただいま提案の議案第20号の平成30年度更別村一般会計補正予算（第11号）について反対します。

反対する理由4点について説明させていただきます。1点目は、提案する緊急性と過程の問題です。このたび提案されました学童保育施設整備は、緊急に進めるものではありません。また、緊急に整備する理由は、現施設に入所している子どもたちが施設の狹隘によりけがをするなどの危機的状況としていますけれども、現施設の定員は3年生までの受け入れを6年生までに拡大したことで定員を超える受け入れをしたことが施設の狹隘の原因であります。当該保育所の受け入れする対応と村が容認したことではあります、6年生までの受け入れを拡大することと定員をふやすことは必ずしも同じではありません。定員を上回る入所の問題を施設拡充の緊急性と結びつけることは問題のすりかえで、詭弁であると思ひております。まして、来年度予算は村長改選期でもあり、骨格予算としたにもかかわらず、3月4日に全員協議会で事業説明され、会期中の最終日のきょう追加補正予算が提案されましたが、十分な議論で結論に至るまでに達していないと判断しますし、このやうな提案は問題があるといわざるを得ません。

第2点目です。村の幼保一元化の問題です。村長は、幼保一元は私の方針であると質問

において答弁しています。更別幼稚園の定員は120名で、現在40名です。村は、少子化の見通しや村の財政的な視点から更別地区の幼保一元化が必要である認識のもとで意見を聴取しているが、現施設は幼保一元化の目的で一体化施設でありながら、行政の強いリーダーシップのもとで更別地区の子どもたちにとって最善と考えられる計画案をいまだ示していないことが問題であります。最優先される課題があるにもかかわらず、村は両園の長所があり、当面は幼稚園と保育所を存続し、強化、発展させるとしています。さらに、当面の間、更別地区の認定こども園化を進めることは難しいとして、学童保育所の狭隘問題を解決するとしています。これは問題の先送り、何もしないということでもあります。本質の問題をすりかえる詭弁だと私は思っております。

3点目は、子育て応援課の問題です。平成29年3月6日、産業文教常任委員会で子育て応援課が設置されました。二重行政の解消を図るなど、幼稚園と保育所の一元化、社会教育の少年教育、学童保育所の運営などの課題があり、これらは課を超えて子どもたちのために何をすべきなのか、継続して目標の具現化を図る必要があると報告しています。子育てについて学童保育の受け入れを6年生まで拡大することはよいことですが、1カ所に偏って保育する考え方よりも、4年生から6年生は更別村だからできる住環境と自然環境の地域性を生かし、自主的な学習や活動を助長する教育的な考えで進めるのが私はよいと考えています。そもそも子どもたちは自由闊達で、個の能力やいろいろな経験から生きる力を学ぶものと考えています。また、子どもの居場所は、ますますふえる小学校の空き教室の利用、図書室を含めた改善センターの増改築、トレーニングセンターの改築、街なか交流館ma・na・caの建設をしました。また、今計画しているごちゃまぜの拠点施設、老人福祉センター、そして社会福祉センターがあります。自主的に個々に選び、各施設がそれぞれの特徴を持って分散していることは更別村の資源であり、強みであると思っています。さらに、来年度から教育委員会ではコミュニティ・スクールが始まります。これからの時代を生きる子どもたちのために、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていくとしています。ここに学童保育が位置づけされていません。地域で子どもたちを支える活動がさらに求められます。教育委員会だけではなく、子育てはいろんな課にわたる。そのための子育て応援課と答えています。学童保育の施設整備をすることで短絡的に解決することでは困ります。子育てと称して、これでは1つ課がふえただけで、本末転倒と考えてございます。

4つ目です。事業推進の問題です。学童保育所の施設整備に地方創生拠点施設整備交付金を活用する考えですが、交付金の性格上、地域に開かれた場所づくりと称して不要なものをつくらざるを得ないことが将来に足かせとなります。施設利用の住民説明も恐らくなされていないと思います。それが過大な箱物の総事業費として1億5,491万2,000円と積算していますが、一般財源265万6,000円、地方債7,480万円の2分の1で3,740万円としますと村の持ち出しは4,005万6,000円となります。そういうような試算をしましたけれども、学童保育の補助金も検討され、該当とならなかったということも問題ですが、今156平米、

96名分の増築としていますが、狭隘している不足分は私はもっと少ないのではないかと考えております。定員を1年生から3年生までの現83名の8割で66名、4年生から6年生まで75名の2割として15名、私は81名と考えますが、法人の希望する根拠は95名ということです。そこから現定員の55名を引いても、不足分40名の増改築、20坪ということで建設費は2,000万、実施設計160万、備品少し抑えて250万加えても計2,410万円と試算します。そうしますと、差額1,590万程度の減額となります。ここにもし補助金が当たれば、最高で500万ですから、2,000万程度の減額になるというふうに考えてございます。また、法人が民間で発注すれば、さらに建設コストが下がる可能性があります。そうしますと、約2,450万程度の削減ができるのではないかとこのように思っております。

以上、優先する課題の先送り、子育ては各課にわたるが、そのマネジメントができていない現状、村の検討している調査事業のさなかにあつて、財政も含め1カ月足らずで執行しようとするこの提案は大いに問題があります。これでは子育ての考え方を含め、総合計画にあるともにつくろう夢大地とは到底なりません。今このまま進みますと、1カ所に柵の中に子どもたちがいる状況、町なかで子どもたちを見かけない。私はこんな風景は見たくないし、それを望むものではありません。まさに木を見て森を見ずの施策であり、反対の理由といたします。

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 今回の保育所の施設の整備につきましては、まず学童におきましては、平成28年より6年生までの通所ができるようにしたことによりまして狭隘な状態が続いております。そういったことで、安全性の面で事故などの心配が想定されているところでございます。また、放課後の居場所づくりにつきましても、先ほどから言われておりますいろいろな課題がありまして、早急に解決する必要があるというふうに思っておりますので、今回の施設整備につきましては早急にすることが必要であるというふうに思っております。また、今回施設整備においては国の有利な交付金、補助金などが内定しておりますので、これらを使いまして施設整備については賛成するものでございます。

ただ、今回の件につきましては、先ほどもありましたけれども、追加の補正予算案ということで、議会への情報の提供につきましては議会の1週間前ということで、いろんな課題がある中でこのことで、議論のなかなかできない状況もありました。そういったことで、国とのいろいろな折衝があつて、条件もあつたかもしれませんが、こういった情報については早急に流していただきまして、議論できるような状況で提案をいただきたいというふうに思っております。また、先ほどからいろいろ課題を申し上げておりますけれども、そういった課題については建設までにきちっと整理をして建設に当たっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 今回の提出案件につきましては、賛成というふうにさせていただきたいと思っております。

先ほど質疑の中でさまざまな運営、今後のあり方についていろいろ質問させていただきました。その部分につきましては、今本多議員が言いましたようにしっかりと調整、協議は必ず必要だというふうに感じております。ただ、今回学童の増設という部分の補正ですので、この部分については賛成をせざるを得ないのかなという部分で感じています。現状の学童保育の中で今法人が行っている中では、どうしても場所が狭いということもあり、本来は学童に預けたいけれども、預けたくないというような意見もたくさんいただいております。今後移住とは言いませんが、雇用も含めた中で学童の需要というのは多分これからふえてくるのだろーと思ひます。今国の働き方改革の関係もありまして、就労の時間の短縮等も含めてさまざまな人が働かなければならなくなってくる。雇用の関係も出てきます。そうなりますと、どうしても子どもを預けなければならないというような部分もたくさん出てきます。そういうことも考えますと、今現状で更別村で働けるのだと、そういうような、子どももちゃん預けられるのだというように場所を確保しなければ、人は集まってこないと。

そういう総体的なことも考えますと、今こども園と、さらに小学校、中学校等のことも考えながら今後10年、15年後というような話に多分なってくると思ひますので、そこまでは待てないということを考えますと、現状において有利な国の予算がつくわけですから、ここで決断をしてやるしかないのだという部分で思ひます。今後はしっかりと、コミュニティ・スクールもそうですし、C C R Cもそうですし、まだ協議することはたくさんあると思ひますので、そういう他の事業の中でも学童も含めた地域づくり、子どもの教育の体制、そういうものをその事業に関係ないといいつつも関係する部分はあるわけですから、総体的な議論を各事業で行っていただいて、いい子どもの環境づくりと、さらに雇用も含めて大人たちの住みやすい村という部分に向かって進んでいただきたいと思ひますので、頑張ってくださいと思ひます。

以上です。

○議長 長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 確かに今回の学童の施設の件に関しましては、皆さんおっしゃるように入め方はいろいろ問題あった点もあると思ひますので、今現状の学童保育の状態見ますと、狭い保育場所というか、教室、そして狭い玄関、私は決して恵まれた環境で保育

されているとは思いません。その点今回計画されていますとができますと、よりよい環境で学童を保育されるというか、学習されるということは私は一番大切だと思いますので、学童のことを一番に考えて賛成いたします。

○議 長 次に、反対者の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 子どものあり方、学童に対してこうしていけるのではないかと、4年生以上を受け入れない方法もあるのではないかとということに関しましては、僕は村瀬議員と同じ意見ではありますが、民間委託する上での問題、課題を解決するという面では、財政面ではチャンスだと私は思っております。確かに過程の中で見えにくいところがあったのは確かなのですが、子どもに対しての無償化、子どもに対する今の世間の考えや親のニーズ、学童に対する考え、求められるニーズが変わってきている中で、この学童手狭だという問題は今見落とすことができない問題なのかなというふうに考えております。直していく部分、問題のある部分に関しましては、これからこの後直せる部分もまだまだ、本多議員や高木議員が言ったとおりあると思いますので、その辺はしっかり直していただきたいという願いを込めて、願いというか、そこをお願いしまして、今回は賛成させていただきます。

○議 長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 本案件については、提案の仕方は本当に拙速であることは間違いないと思います。十分な審議が図れたかという部分の疑問は残ります。ただし、今般の提案が民設民営ということでございますので、当然その中では、民設でございますので、村との受け入れるほうの立場もあるのでしょうかけれども、その立場の中で村が補足的に動いたという判断をするならば、やはりそれは必要性ありということの判断を行政サイドではしたというふうに私は判断しているところでございます。ただし、このような有利な補助事業をいただいたとしても、制約も確かに多く、計画に盛り込まなければならないという部分もあります。まして、委託する行政サイドの財政負担という部分の課題も必ず生じてまいります。その中で、子どもたちが安心して安全に過ごせる居場所づくりというのは私は最小限必要性ありというふうに判断しておりますので、その部分の課題も含めた中で、十分委託先との協議を重ね、円滑なる学童運営ができるような形で進めていただくことを念願して、この案件につきましては賛成とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

5 番、上田さん。

○5 番上田議員 今回の案件は、平成28年の4月から6年生まで拡大されたというようなことで、まことに状況が狭隘になっているということが一番の課題だったのかなと、そんなふうに思います。ここに行き着くまでの児童福祉法の改正、それから国から示された基準等を鑑みた中で、村は28年4月から6年生まで受け入れた。こういう実態かと私は理解しているところであります。そういった意味で、非常に狭隘である、それから安全性に欠けている。こういうことを鑑みたときに、子どもの居場所、あるいは見守り、そういったことを考えて、今回の非常に有利な交付金制度があるというようなことで、これを活用すべきだというふうに私も思っているところであります。

ただということで先ほど来ほとんどの方が言うておりますけれども、今後の詰めには今後のあるべき姿を関連課とよく連携のもとに、施設の中身についても十分検討していただきながら事業を展開していただきたいということで、私は賛成の立場で発言させていただきます。

○議 長 これをもって討論を終了いたします。

これから議案第20号 平成30年度更別村一般会計補正予算（第11号）の件を採決をいたします。

この採決は、起立によって採決をします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第11、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申し出がありました。

お諮りをいたします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長 長 これにて平成31年第1回更別村議会定例会を閉会をいたします。

(午後 5時57分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員